

たちかわし環境ブック 2022（案）

特集：立川市クリーンセンター

立川市

たちかわし環境ブックとは

たちかわし環境ブックは、立川市の環境報告書に相当するもので、地球規模から身近なものまで幅広い内容を盛り込み、かつ読みやすいものを目指して編集しています。

立川市の環境に関するデータや、市民・事業者等が行う環境にやさしい活動の紹介を通して、これを手にとったみなさまの環境意識が高まり、環境にやさしい生活をするようになることを願っています。

目 次

特 集 立川市クリーンセンター	特-1
第1部 市の地域概況	2
第2部 市の環境への取組	7
1 立川市環境基本条例について	8
2 第2次環境基本計画について	9
3 第2次環境基本計画の取組状況について	11
基本方針1：暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます	12
(1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全	13
(2) 環境負荷の少ない交通環境の整備	16
(3) 心地よく生活できる街並みづくり	18
(4) 環境に関するマナー・モラルの向上	19
基本方針2：水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます	21
(1) 守り育んできた水辺と緑地の保全	22
(2) 新たな水辺と緑地の創出	24
(3) 生きものの多様性の確保	25
(4) 水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保	27
基本方針3：ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます	29
(1) ごみ減量の推進	30
(2) 資源の有効利用	32
(3) 安定したごみ処理	34
基本方針4：地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます	36
(1) 省エネルギー対策の推進	37
(2) 再生可能エネルギー等の導入推進	39
(3) 低炭素まちづくりの推進	40
基盤的取組に関する基本方針1：	
良好な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します	43
■ 協働プロジェクト	45
基盤的取組に関する基本方針2：	
市が率先して環境に関する取組を進めます	46
■ エコオフィスプラン21の実施状況	47

第3部 様々な測定結果から見る環境	49
(1) 大気環境、騒音、振動	50
(2) 水環境	60
(3) 公害苦情	65
第4部 市民・事業者の活動と市の取組	66
市民・事業者の活動	67
東京ガスネットワーク株式会社東京西支店	67
大和自動車交通立川株式会社	68
立川商工会議所	69
立川市立第六小学校	70
立川市立第九小学校	71
立川市立立川第六中学校	72
NPO法人 集住グリーンネットワーク	73
NPO法人 教育支援協会東京西	74
立川崖線の自然を守る会	75
玉川上水の自然保護を考える会	76
立川ホテルと鳴く虫の会	77
立川かんきょう市民の会	78
たちかわ水辺の楽校運営協議会	79
立川自然観察友の会	80
NPO法人 グリーンサンクチュアリ悠	81
ガニガラ田んぼネット	82
たちかわエコパートナー	83
環境フェア実行委員会	84
市の取組	86
環境学習講座	86
夏期の節電対策	87
中小企業 CO ₂ 排出量削減事業	89
エコオフィスプラン21	91
生物多様性推進事業	92
ボランティアによる樹林地等の保全活動	93
消費生活関連事業の実施	95
環境関連講座の実施	98
喫煙対策事業	99
立川市公園等清掃美化協力員会	100
ロードサポーター事業	101

その他の取組	102
--------	-----

資料編

1	調査地点	資- 2
	(1) 測定局	資- 2
	(2) 水質調査実施地点	資- 3
	(3) 道路沿道調査実施地点	資- 4
2	調査結果	資- 5
	(1) 大気汚染常時監視測定結果	資- 5
	(2) 光化学スモッグ発令地区	資- 8
	(3) 光化学スモッグ注意報発令状況	資- 8
	(4) 河川等水質調査結果	資- 9
	(5) 河川底質調査結果	資-15
	(6) 湧水調査結果	資-15
	(7) 地下水調査結果	資-16
	(8) 立川飛行場に係る航空機騒音測定結果	資-17
	(9) 横田基地に係る航空機騒音測定結果	資-18
	(10) 道路沿道環境調査結果	資-19
	(11) 自動車騒音面的評価結果	資-24
	(12) 公共施設のエネルギー起源による二酸化炭素排出量 (実排出量)	資-25
	(13) 市内放射線量の測定結果	資-27
	(14) 令和3年度 低炭素まちづくりの施策評価結果	資-30
3	環境基準	資-31
4	用語解説	資-39

本文中で「*」がついた用語については、巻末の資料編で解説しています。

立川市クリーンセンターについて

1、これまでの経緯

1-1 候補地の決定

市は、昭和 27 年から現在の場所の若葉町で焼却業務を行っています。現清掃工場の施設は 1 号炉から 3 号炉までありますが、1・2 号炉については、40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。平成 4 年に 3 号炉の増設を計画する際に、今後のごみ量の予測や既設の焼却炉の更新等を考慮し、現在の場所での焼却業務を平成 20 年 12 月で終了し、別の場所に移転するという協定を周辺自治会との間で締結していることから、市は最重要課題として取り組んできました。

その後、平成 25 年 2 月に立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地区内の公的利用分を候補地として発表し、平成 25 年度より候補地への清掃工場移転へ向けた取り組みを始めました。その中で、候補地周辺自治会等で構成している「立川基地跡地利用施設検討委員会」を発足し、同委員会に市が関わりながら清掃工場移転に向けて取り組みを進めています。

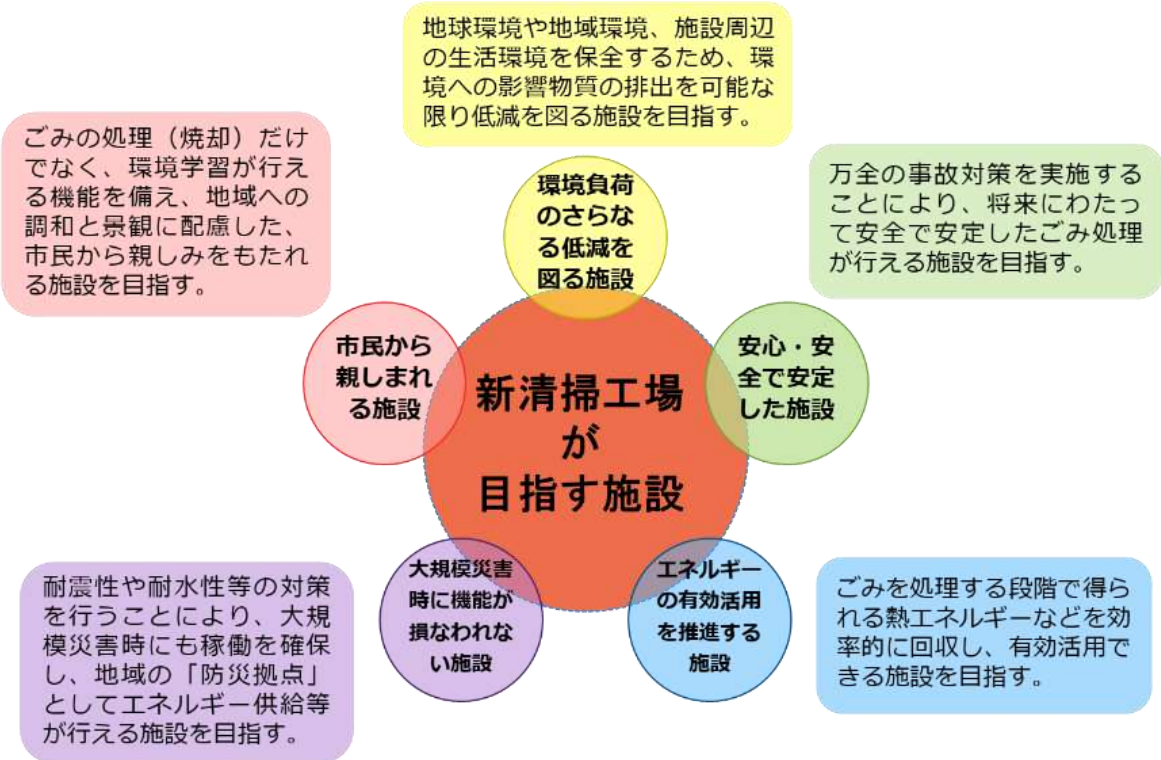
1-2 立川市クリーンセンターが目指す施設

平成 27 年 12 月には、市の基本的な考え方を示す「新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方」をまとめ、周辺住民の方に説明を行いました。また平成 28 年 5 月に「新清掃工場整備基本計画検討委員会」を設置し、「基本的な考え方」に基づき、平成 29 年 3 月に「立川市新清掃工場整備基本計画」を策定しました。

1-3 事業者選定

平成 29 年 11 月には、立川市新清掃工場の整備及び運営を行う者を公正かつ公平に選定するため、学識経験者及び専門家で構成する立川市新清掃工場事業者選定審議会を設置し、審議・検討を重ねました

その後、平成 30 年 7 月には、新清掃工場整備運営事業実施方針の公表、10 月に入札告示・入札説明書等の公表、平成 31 年 1 月に入札・改札を行った後、審議会による事業提案書の審査及び答申を受けて、市は落札者及び審査講評を 4 月に公表しました。その後、6 月に事業者と基本契約等を締結し、令和 2 年 7 月には工場棟等の本体工事に着手しました。

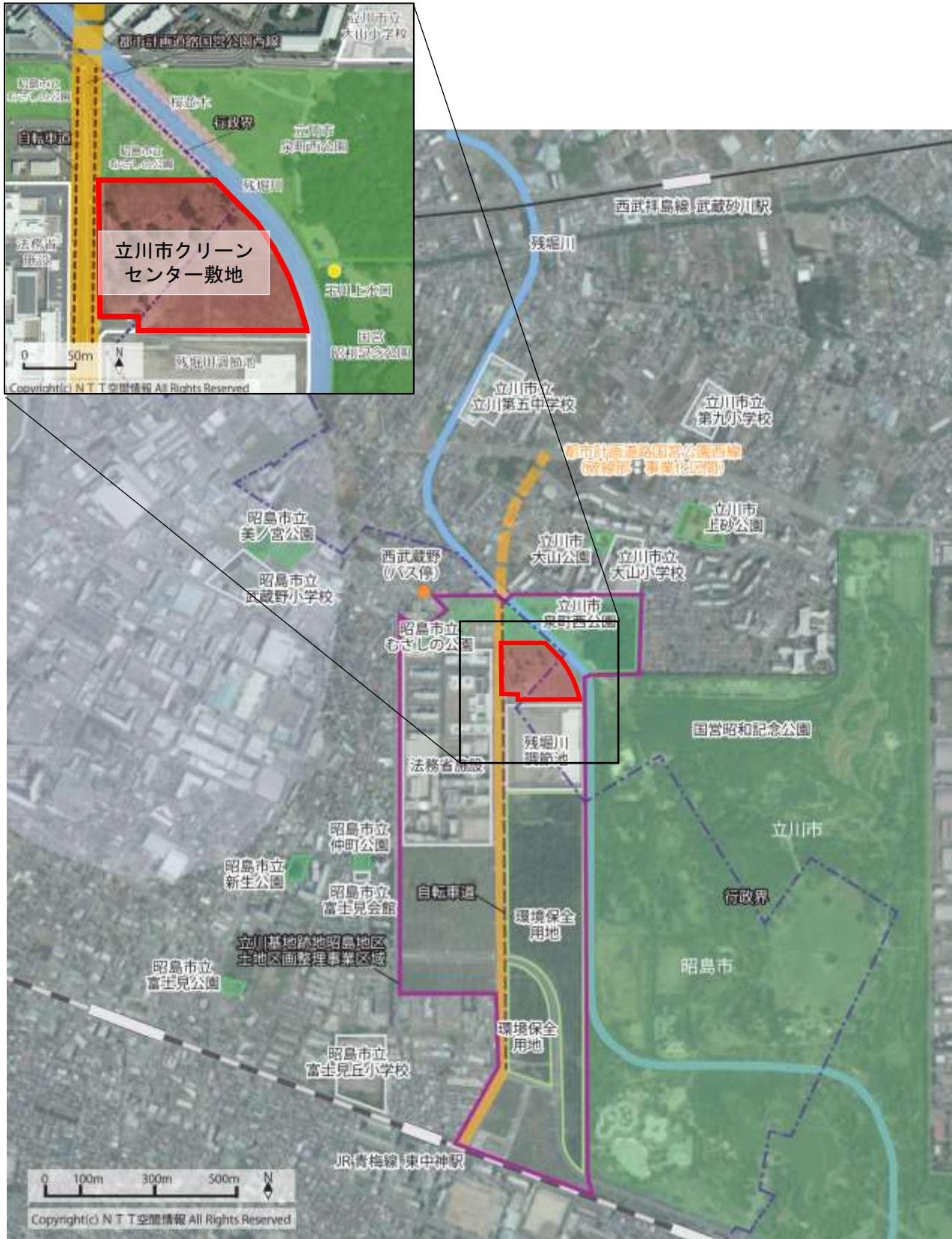


2、基本情報

2-1 位置と面積

位置：立川市泉町 2002 番地

面積：約 2.4ha



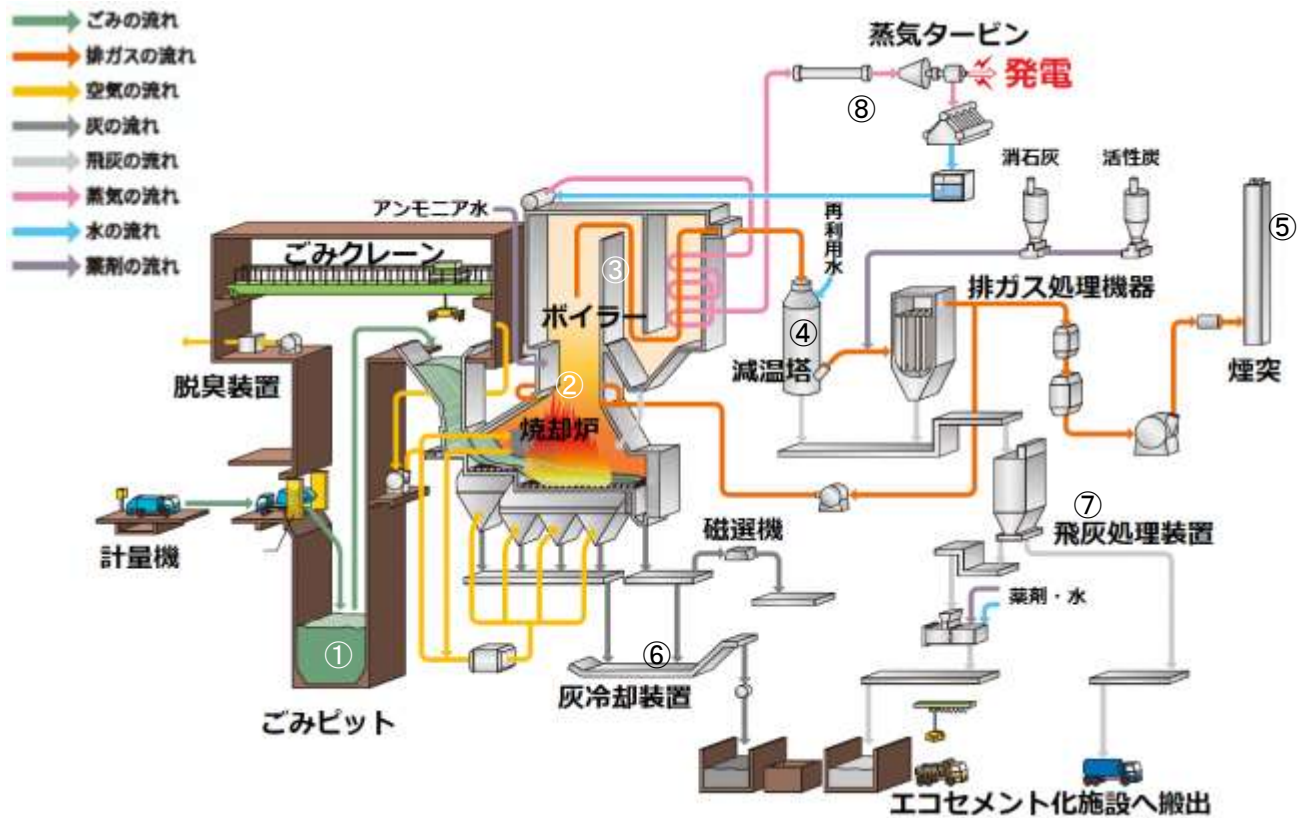
2-2 施設の配置



2-3 完成イメージ



2-4 ごみ処理の流れ



- ① 燃やせるごみは計量機で重さを計ったあと、ごみピット（5,000 m³）に貯められます。
- ② ごみピットのごみはごみクレーンで焼却炉（60t/日・炉）に送られ、900℃で焼却します。
- ③ 焼却炉から出た高温の排ガスはボイラーで冷却し、同時に 4MPaG×420℃の蒸気としてエネルギー回収します。
- ④ ボイラーで冷却された排ガスは減温塔で排ガス処理に適した温度に調整します。
ろ過式集じん器、塩化水素・硫酸化物除去装置、ダイオキシン除去装置、触媒脱硝装置で排ガス基準値以下とします。
- ⑤ 排ガスは、有害物質を除去後、煙突より排出します。
- ⑥ 焼却灰は、鉄分を資源として回収した後、水冷し、セメント原料として、エコセメント化施設に送られます。
- ⑦ 飛灰は飛灰貯留槽で貯留し、エコセメント化施設に送られます。
（エコセメント化施設休止中は、飛灰処理装置で薬剤処理します）
- ⑧ ボイラーで発生した蒸気は蒸気タービン（2,390kW）で発電します。

3、環境負荷のさらなる低減を図る施設

新清掃工場整備運営事業で施設整備工事を請け負う荏原・吉川特定建設工事共同企業体（以下、JV）構成企業荏原環境プラント（株）独自の高速空気吹込技術と水平ストーカによる良好な攪拌が実現する優れた燃焼性能をベースに、強制空冷ストーカの採用による火格子の長寿命化、低空気比燃焼・排ガス再循環システムによる高効率発電と窒素酸化物低減、高度乾式排ガス処理システムによる硫酸化物、塩化水素の排出抑制などの技術、触媒脱硝装置を適切に組み合わせることで、窒素酸化物やダイオキシン類を十分に低減し、自主基準値（※1）を確実に遵守します。

※1 自主基準値：立川市が法律で定められた条件より、厳しく設定した基準

(1) 最新ストーカ炉の低空気比燃焼技術で低窒素酸化物、低一酸化炭素を実現

- JV構成企業荏原環境プラント（株）の最新ストーカ炉では、二次空気の代わりにバグフィルタ出口の排ガスを再循環して炉出口に吹込む排ガス再循環システムを採用しています。
- この排ガス再循環システムでは、燃焼シミュレーションで最適な吹込み位置と吹込み量を設計し、燃焼排ガスを十分に混合・攪拌することで、炉に吹込む燃焼空気比（※2）を従来炉よりも低く抑えた低空気比燃焼と、900℃以上を維持した高温安定燃焼を実現します。
- 低空気比燃焼によって、従来炉と比較して窒素酸化物発生量を削減します。高温安定燃焼によって、一酸化炭素及びダイオキシン類の発生を抑制します。

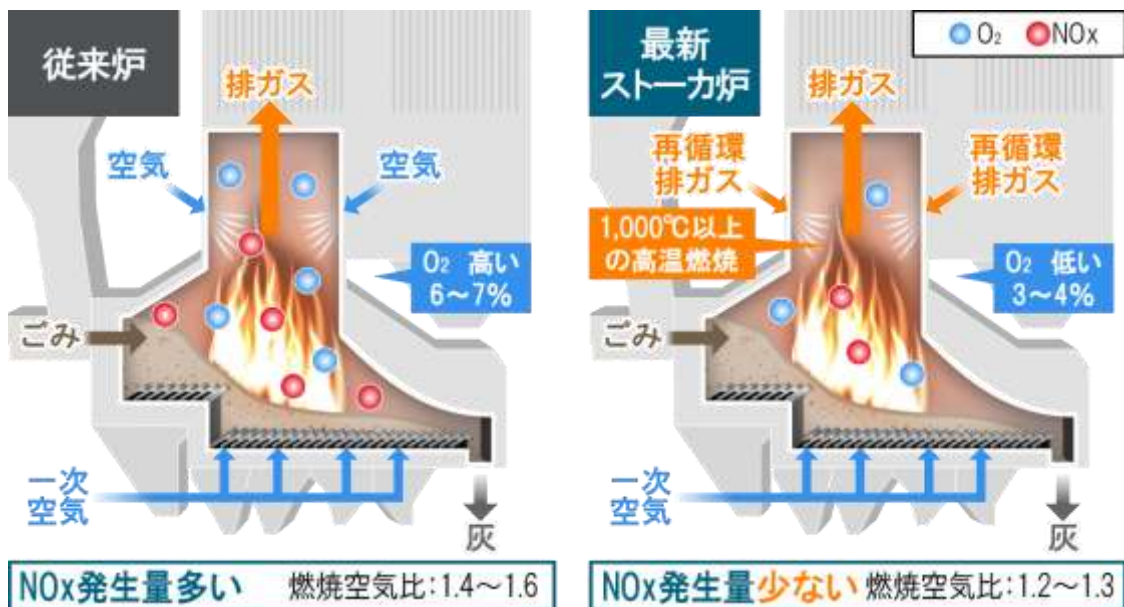


図1 低空気比燃焼による窒素酸化物発生量の削減効果

※2 空気比：ある物質が完全燃料するために必要な最小限の空気を1とした数値（空気が大きいほど燃焼しやすくなるが、エネルギーの無駄が大きくなります）

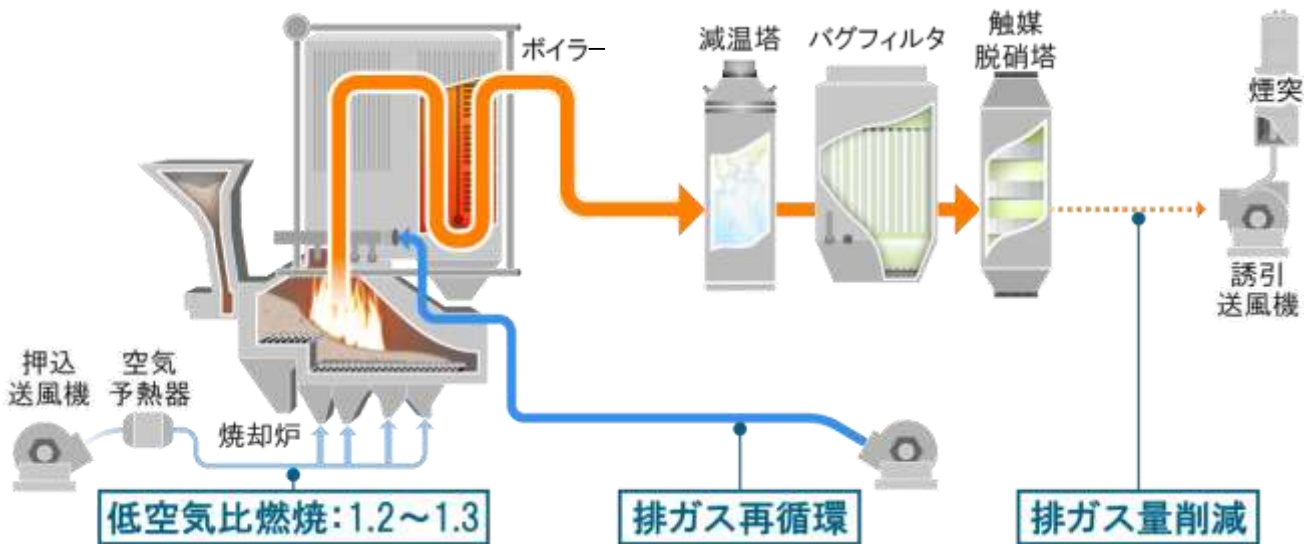


図2 排ガス再循環システム

(2) 塩化水素の上昇に対応できる乾式排ガス処理システムと薬剤供給能力の確保

- 長期安定稼働実績のある乾式排ガス処理システムを採用し、塩化水素を確実に低減します。
- 塩化水素濃度の変動に対応できる能力を持つ薬剤供給装置を設置します。
- これらにより、自主基準値の
塩化水素：10ppm、硫酸酸化物：10ppmを確実に遵守します。

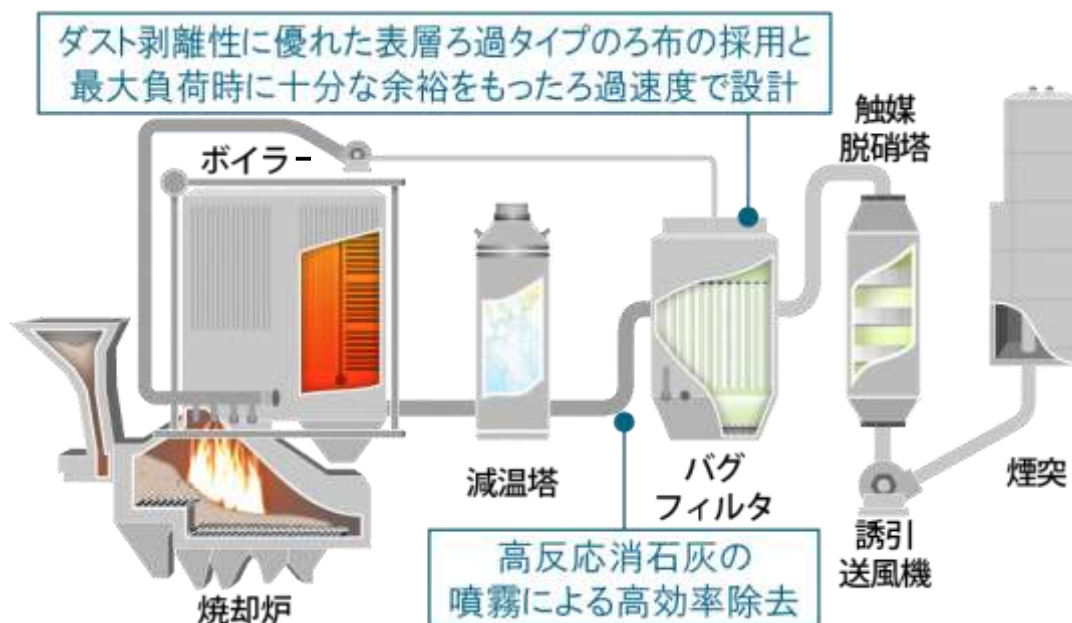


図3 高度排ガス処理システム

また、施設運営にあたっては、荏原環境プラント（株）が特別目的会社を設立し、豊富な実績を生かし、ライフサイクルコストを考慮した安心・安全な運営を事業期間を通じて確実に実施します。

(3) 経済性に優れ、地球温暖化に配慮した要監視基準値の設定

- 制御性の良いシステムを採用し、過剰に薬品を使用しない経済運転を実現します。
- 停止基準値と比較してより低い要監視基準値を設定し、さらに要監視基準値より低い運転基準値で運転します。そうすることで確実に停止基準値に達しない運転を行います。

表 1 排ガスの公害防止に関する設定基準値のイメージ

運転基準値	要監視基準値	停止基準値
要監視基準値未満	停止基準値未満	自主基準値
通常の設定値	運転員の介入	施設の停止 (インターロック)

(4) 確実な水銀除去システムにより、信頼される設備と運営を実現

バグフィルタ低温化と活性炭噴霧による水銀除去

- バグフィルタ入口排ガス温度を約170℃まで低減し、活性炭による水銀吸着除去性能を高めます。

水銀を連続測定し、万一の排出も防止

- 水銀の連続分析計を煙突入口に設置し、活性炭吹込み量の制御性を高め、万一、水銀濃度が上昇した場合は、活性炭吹込み量を増加します。

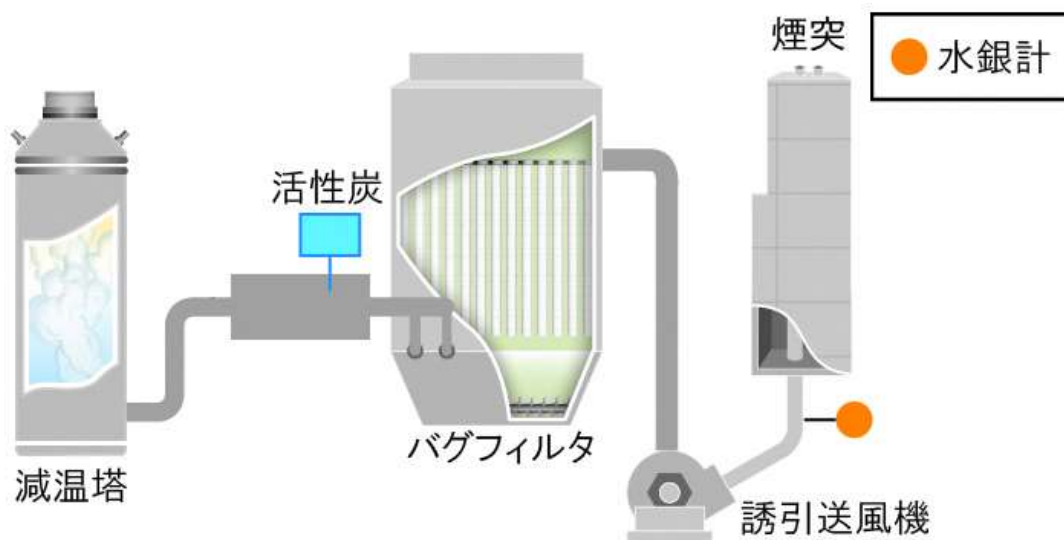


図 4 水銀計の設置

4、エネルギーの有効利用を推進する施設

ごみを燃料として位置づけ、燃焼効率の高い焼却炉、高温高压ボイラーにより積極的にエネルギー回収し、蒸気タービンで発電することで、エネルギー回収の最大化を図ります。

同時に施設内の装置・機器は省エネルギーを配慮した設計とし、最適な運営計画と併せて消費電力の低減に努めた施設としています。

(1) 最先端の技術を採用し、460 kWh/ごみtの発電量を実現

- 燃焼効率の高い最新ストーカ炉と熱ロスの少ない乾式排ガス処理装置により、熱回収を最大化します。
- 4MPaG×420℃高温高压ボイラーの採用やタービン選定の最適化などの方策により、ごみt当りの発電量460kWhを実現します(基準ごみベース)。

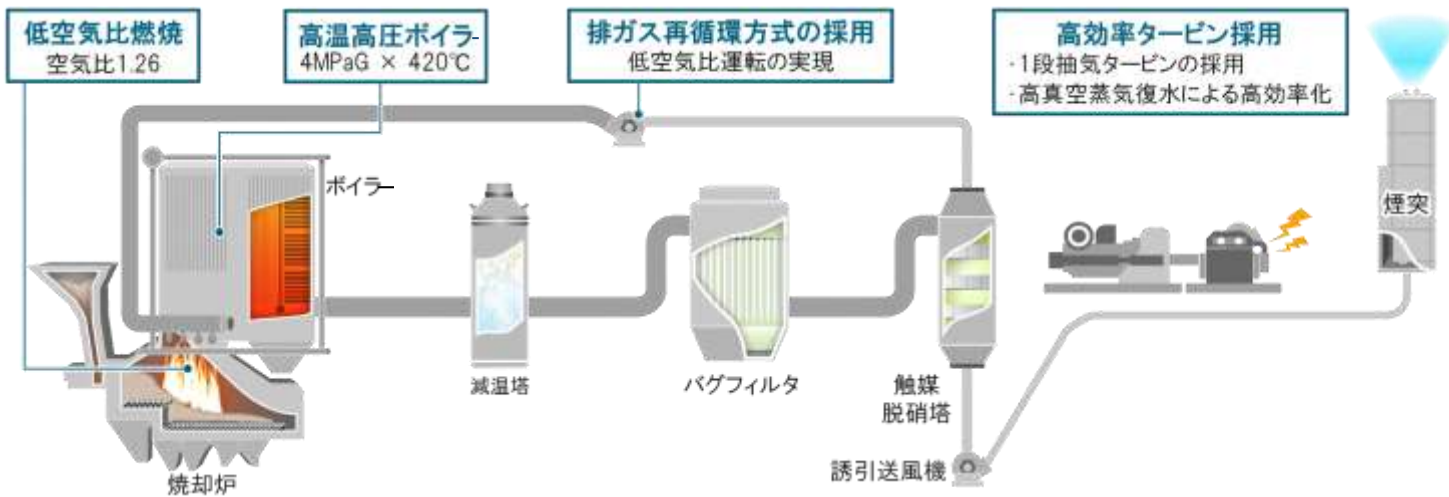


図5 エネルギーロスのない高効率発電システム

(2) 発電量向上のための具体的施策

- 従来のごみ焼却発電施設と比較して、以下の施策により発電量を向上しています。

表2 発電量向上のための施策

項目	発電量向上施策
熱回収率の高度化	4MPaG×420℃高温高压ボイラーの採用
	低空気比燃焼の採用
	高性能蒸気タービンの採用
発電施設の高効率化	高効率の発電機の採用
	1段抽気プロセスの採用
	タービン排気の低圧化

(3) 省エネプロセスや機器の選定

- 送風機等のインバータ化や炉室換気設備の換気量最適化などの施策により消費電力を低減します。

表3 売電電力量向上のための施策

項目	消費電力削減施策
プラント消費電力の削減	低空気比燃焼の採用
	主要機器のインバータ化による削減
	人感センサー照明(廊下、便所)
	全熱交換機
	トップライトによる昼光利用(ごみピット)

5、その他本事業における取組について

5-1 愛称の選定

立川市クリーンセンターの愛称は市在住・在学・在勤の方々から募集を行い、下記のとおり、決定しました。

(1) 募集結果

応募作品総数 254 作品

(小学生からの応募：117 点、応募者最年少：幼稚園年少、応募者最高齢：86 歳)

(2) 選考結果

【優秀作品】

選考委員会が選考し、報告があった、次の3点を優秀作品として決定した。

優秀作品名	応募者による愛称の理由
たちむにい	緑豊かな森から空に向かって伸びるクリーンセンターの煙突が、ネガティブなものではなく立川のあらたなランドマークになってほしいなという思いをこめて、立川と煙突(英語でチムニー)をかけました。
ザンモス	ZANBORI MONSTER の省略形 自然界の王者マンモスになぞらえ、現代に蘇って自然の大敵(大量のゴミ)を食い尽くす「残堀川の怪物」をイメージ
キレナレヨ	家族で相談して、『きれいになれよ』からキレナレヨにしました。

【愛称】優秀作品から立川市クリーンセンターの愛称として「たちむにい」と決定

(3) 選考までの経過

年月日	内容
令和3年7月25日 ～令和3年8月31日	愛称の募集期間
令和3年10月7日	第1回選考委員会開催 第1次選考により25作品を選考
令和3年11月18日	第2回選考委員会開催 第2次選考により3作品を優秀作品として選考
令和4年4月10日	広報たちかわ 及び市ホームページにより優秀作品と愛称の公表

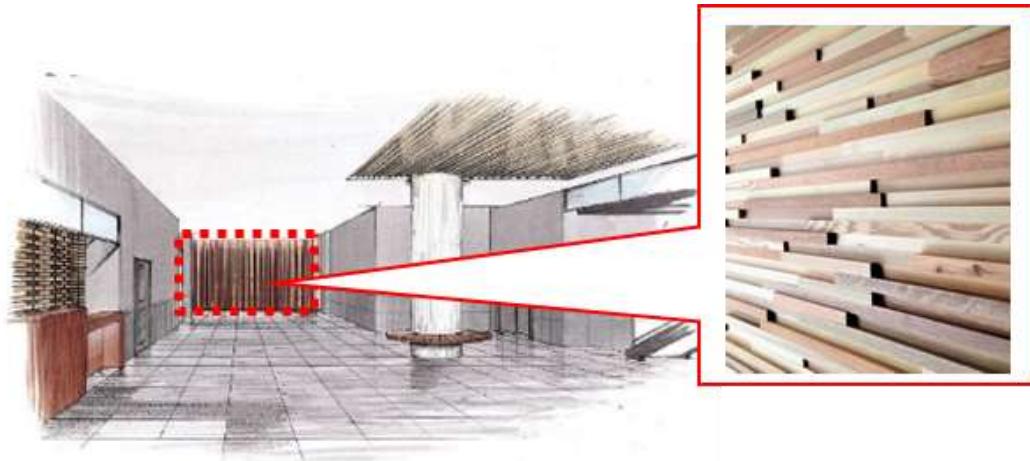
5-2 愛称ロゴの決定 **(11/10以降でないとは掲載不可のため空欄)**

明星大学デザイン学部と立川市の協働事業により、立川市クリーンセンターたちむにいの愛称ロゴを提案していただき、下記のロゴを決定しました。

5-3 多摩産木材を用いたワークショップの実施

令和4年度に、立川市クリーンセンターたちむにいの建設地周辺の小学校（大山小学校及び第九小学校）に通う児童が施設の建設過程に参加することにより、「親しみ」を感じられる施設となることを目指し、多摩産木材を用いたワークショップを実施しました。このワークショップは、立川市クリーンセンターの管理棟1階エントランスの壁面に設置する予定の多摩産木材の塗装を行うものです。

■ イメージ



■ 実施日・対象児童

【大山小学校】

5/18（水）事前授業 ※4年～6年生

6/1（水）多摩産木材塗装ワークショップ ※全児童

【第九小学校】

5/26（木）多摩産木材塗装ワークショップ※全児童

■ 実施の状況写真



本 編

第1部

市の地域概況

第1部では、自然環境や社会環境といった基礎的なデータから、立川市の特性を紹介します。

1 自然環境

(1) 位置・地形

- 立川市は、東京都のほぼ中央、西よりにあって、都心からおおむね40km圏、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接しています。
- 市域の南側には東西に流れる多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、地形的にはほぼ平坦となっています。
- 市域の南部・中央部は業務や商業を中心とした市街地と立川基地の跡地を利用した新しい街によって構成され、北部は都市農地や武蔵野の雑木林など緑豊かな地域を形成しています。

面積：24.36km²

標高：最高 124.7m 西砂町4丁目付近

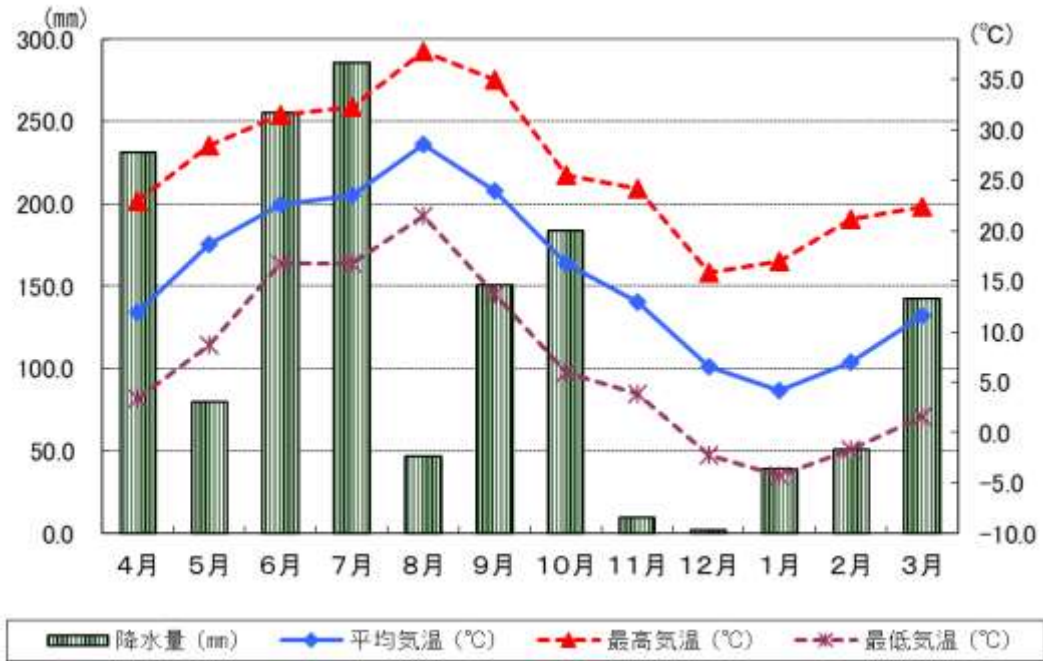
最低 64.9m 錦町6丁目付近



図：立川市の位置 出典：立川市ホームページ

(2) 気候

- 令和2年度の気象観測結果は下記のとおりです。年平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1,479.0mm となっています。



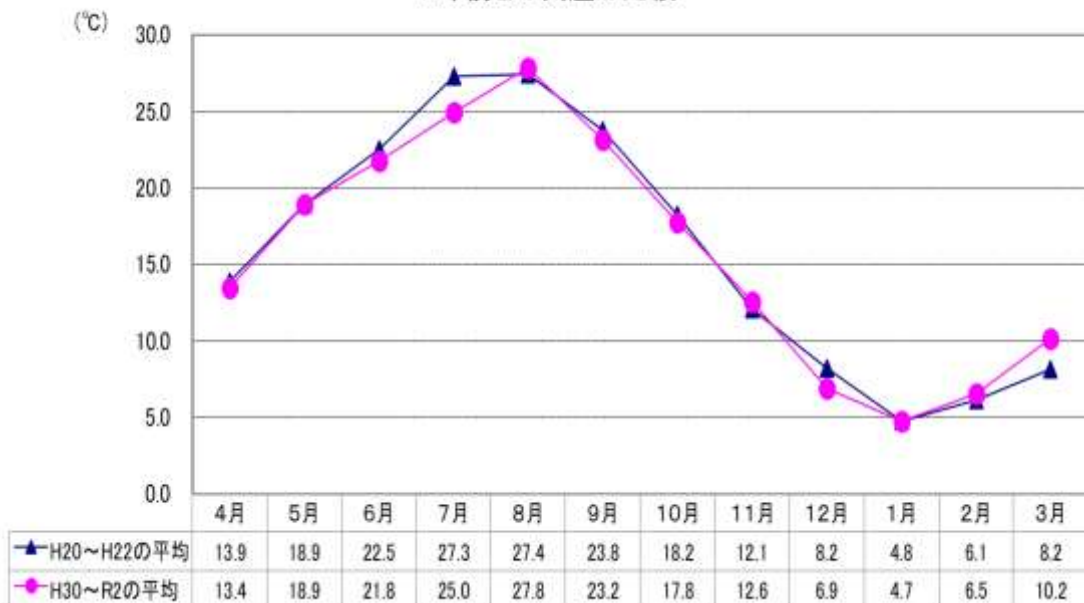
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均気温 (°C)	11.9	18.7	22.6	23.5	28.5	23.9	16.7	12.9	6.5	4.2	7.0	11.6
最高気温 (°C)	22.9	28.4	31.5	32.3	37.8	34.9	25.5	24.2	15.9	17.0	21.1	22.4
最低気温 (°C)	3.4	8.6	16.7	16.8	21.5	13.7	6.0	3.8	-2.3	-4.3	-1.7	1.6
降水量 (mm)	231.5	80.0	255.5	285.5	47.0	151.0	184.0	9.5	2.0	39.5	51.0	142.5

出典：気温—大気汚染測定結果・泉町局データ（東京都環境局）

出典：降水量—過去の気象データ・府中局（気象庁）

- 各月の平均気温を直近3年の平均と10年前の3年の平均とで比較した場合、8月、11月、2月、3月に平均気温の上昇が見られます。

10年前との気温の比較

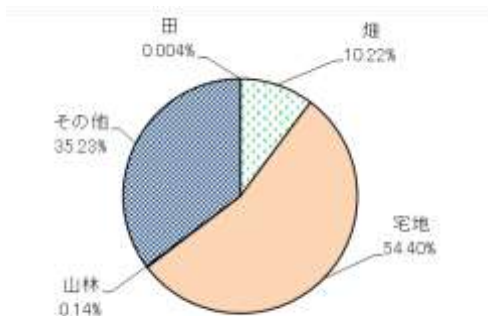


出典：大気汚染測定結果・泉町局データ（東京都環境局）

2 社会環境

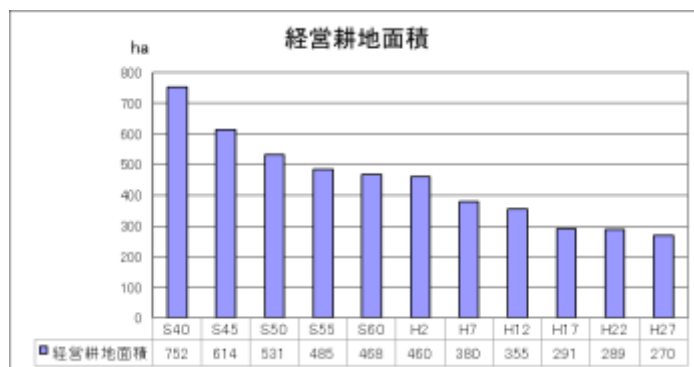
(1) 土地利用

- 令和4年1月1日現在、立川市の総面積 24.36 km²のうち、「宅地」が 54.4%と大半を占め、「畑」が 10.2%となっています。なお、35.2%を占める「その他」には、国又は地方公共団体が所有する公共用地、学校用地、墓地、公衆用道路及び寺社境内等が含まれます。
- 経営耕地面積は、市街化、相続などにより減少する傾向にあります。



図：土地利用構成比（令和4年1月1日現在）

出典：財務部課税課資料



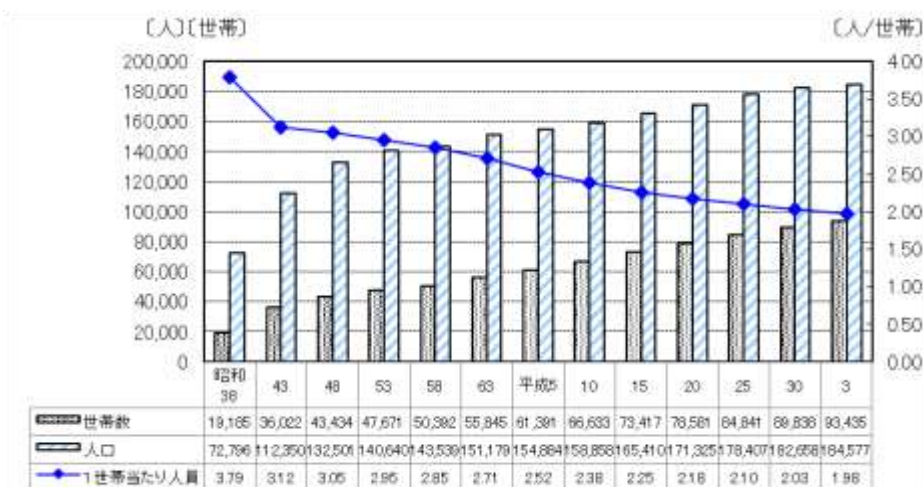
図：経営耕地面積

出典：農林業センサス（農林水産省）

(2) 人口

- 令和4年1月1日現在の人口は 185,124 人、世帯数は 94,682 世帯、1世帯当たりの人口は 1.96 人となっています。
- 推移を見ると、人口、世帯数ともに増加傾向にありますが、人口の増加以上に世帯数が増加したため、1世帯当たりの人口は年々減少し続けており、令和4年の状況を約 60 年前の昭和 38 年と比較すると半数に近いレベルとなっています。

一般的に、世帯当たりの人口が少ないほど、一人あたりのエネルギーの使用効率は悪くなり、ごみ排出量も増えるため、環境負荷は増大してしまいます。



注1：この表の数値は、住民基本台帳法による各年1月1日現在のものです

注2：昭和38年5月1日に旧砂川町と合併したため、昭和39年以降は合併した数値となっています

図：人口・世帯数の推移

(3) 産業

- 産業別に就業者数を見ると、第3次産業就業者数が最も多く、平成27年の調査では全体の79.8%を占めるまでになっています。業務・商業の集積地としての立川市の特色が、色濃く反映された結果となっています。
- 第3次産業就業者数割合（平成2年69.6%⇒平成27年79.8%）の増加に対して、就業者数に占める第1次産業（平成2年1.2%⇒平成27年1.0%）、第2次産業（平成2年29.2%⇒平成27年19.2%）の割合は、減少しています。

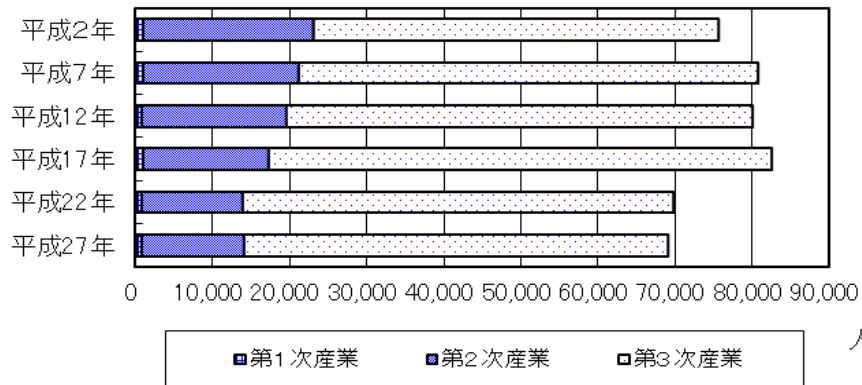
表：産業別就業者数

出典：「国勢調査」

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成2年	887	22,097	52,628
平成7年	868	20,294	59,570
平成12年	792	18,740	60,609
平成17年	872	16,372	65,264
平成22年	672	13,083	56,040
平成27年	673	13,251	55,127

図：産業別就業者数

出典：「国勢調査」



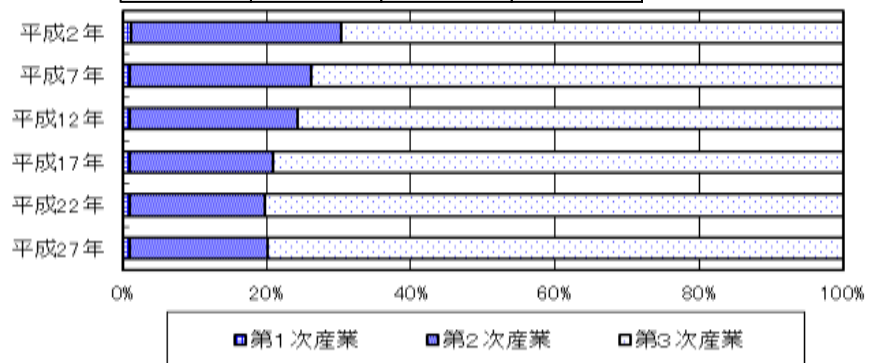
表：産業別就業者数割合

出典：「国勢調査」

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成2年	1.2	29.2	69.6
平成7年	1.1	25.1	73.8
平成12年	1.0	23.4	75.6
平成17年	1.1	19.8	79.1
平成22年	1.0	18.7	80.3
平成27年	1.0	19.2	79.8

図：産業別就業者数割合

出典：「国勢調査」



※第1次産業：農業、林業、漁業（立川市の場合、ほとんどが農業）

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：卸売・小売業、サービス業、医療・福祉、情報通信業、公務ほか

(4) 交通

- 立川市域南部に位置する JR 立川駅は、東京都の東西を結ぶ JR 中央線、西多摩地域へと伸びる JR 青梅線・五日市線、立川と川崎を結ぶ JR 南武線という各路線が乗り入れるとともに、南北方向の重要な交通である多摩都市モノレールが通り、多摩地域を結ぶ交通結節点として機能しています。
- このような交通の要衝としての機能から、近年は多摩地域における業務・商業の集積地として賑わいのある街に発展しつつある一方で、昼間人口の増加によるエネルギー消費量の増大など、環境面への影響も考えられます。
- 北部地域には、拝島から小平を經由して新宿へと延びる西武拝島線が乗り入れており、都心への通勤・通学者などに利用されているとともに、バス路線も立川駅周辺を中心に市内各地域や近隣市との間を結んでいます。今後、生活に密着した交通手段として重要性が増すと考えられます。



図：立川市周辺の広域交通網

出典：立川観光協会ホームページ

第 2 部

市の環境への取組

第 2 部では、本市の環境への取組について、現在、市が目指している環境のあり方やそれに向けて取り組む市の考え方について紹介します。

最初に、環境への取組の基本的な考え方を決めている「立川市環境基本条例」を紹介します。

次に、環境基本条例に基づき、平成 27 年度から令和 6 年度までの本市の環境への取組の方向性や具体的な取組を記載した「立川市第 2 次環境基本計画」を紹介します。また、環境基本計画がどのように進められているか、計画の進行管理に必要な点検項目である「取組指標」、5 年間のアクションプランなどの取組状況も紹介します。

<環境への取組を見て>

環境基本計画の取組指標を見ると、河川等における BOD* や歴史民俗資料館収集資料点数のように目標を達成している指標もあります。

一方、家庭ごみや事業系ごみの排出量など、目標達成に向けて努力が必要な指標もあります。

こういった項目の中には、市民の皆さんの力で達成できる指標や行政や事業者が協力して努力していかなければいけない指標があります。

ごみ排出量を減らすために、食品ロスをなくすことや資源にできるもの（紙やペットボトル、プラスチックなど）はきちんと分別するなど、減量するための取組が必要です。

環境問題は幅が広く複雑です。市では、環境学習講座などを通じて環境問題を考えるきっかけづくりをしています。ぜひ、参加して、自分たちがどのような行動ができるか一緒に考え、環境に配慮した行動をしていきましょう。

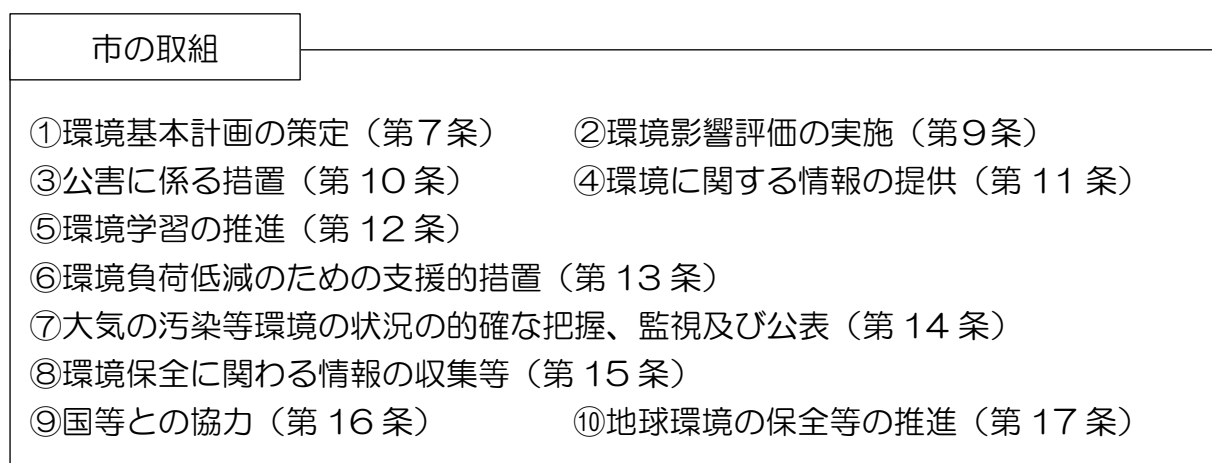
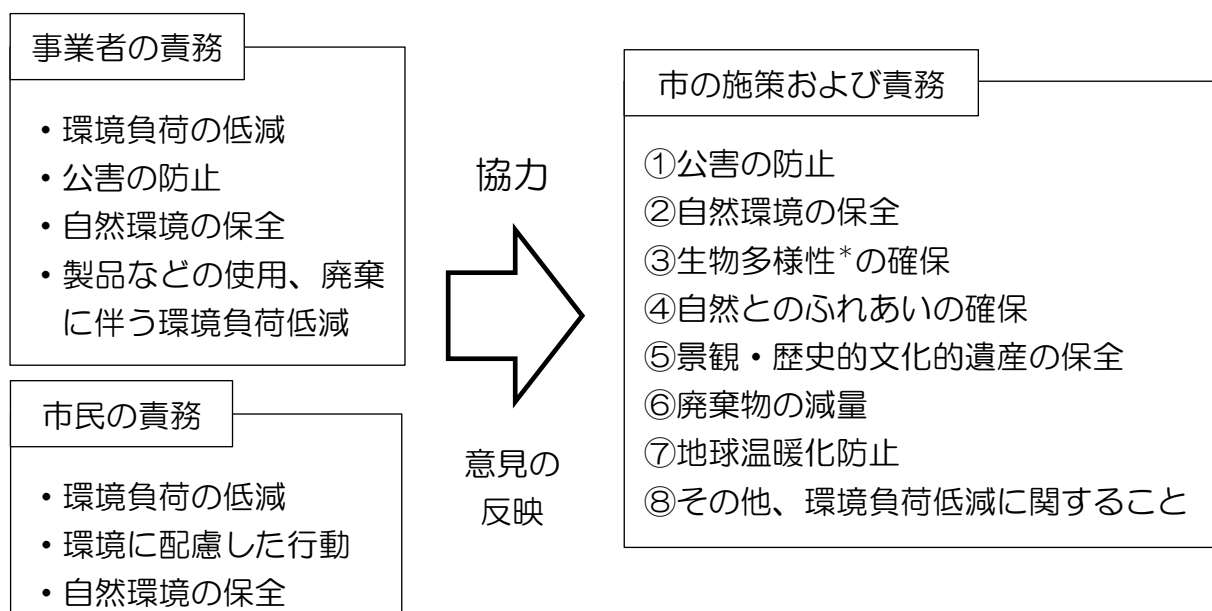
次の世代へ良好で快適な環境を残していくためには、地域からの取組が重要です。私たちの身の回りの環境がどうなっているのか、今何をすべきか、自分でできることは何なのかを考えてみてはいかがでしょうか。

1 立川市環境基本条例について

現代社会を取り巻く環境問題は、地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、エネルギー資源の枯渇など、地球規模の問題であるとともに、それらの解決に向けては、地域からの具体的な取組を実施することが求められています。

市では、このような状況や新しい時代に対応するための基本的条例として、従来の「立川市環境保全条例」を全面改正した「立川市環境基本条例」を制定し、平成10年4月1日より施行しました。

環境基本条例では、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するために、市民・事業者・市の責務や市のさまざまな取組の基本的な事項など、環境保全等に関わる基本的な考え方が定められています。



2 第2次環境基本計画について

環境基本条例に基づき、平成27年度に策定された立川市第2次環境基本計画では、目指すべき環境像を「人と自然を育み 住みやすさを創るまち」と定め、「暮らしの安心」「水と緑などとの調和」「ごみの減量と資源の有効利用」「地球温暖化の防止」をキーワードとする4つの分野における基本方針を設けました。また、市民などととともに各分野の施策を進める2つの基盤的取組に関する基本方針も設けています。なお、中間年度に見直しを行い、令和2年7月に立川市第2次環境基本計画（改定）を発行しています。

※「立川市第2次環境基本計画（改定）」は、全文を立川市ホームページでご覧いただけます。
<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kankyotaisaku/kihonnkeikaku/kankyokihonkeikaku2kaitei.html>

“人と自然を育み 住みやすさを創るまち”

「人」という言葉は、暮らしや産業、教育、歴史・文化などを表しています。

「自然」という言葉は、水や空気、緑や生きものなどを表しています。

「住みやすさ」という言葉は、「人」による環境負荷をできるだけ少なくし、人々が住み続けたいと感じる状態を表しています。

「創るまち」という言葉は、市民や事業者、市が自主的・積極的に創出する「まち」を表しています。

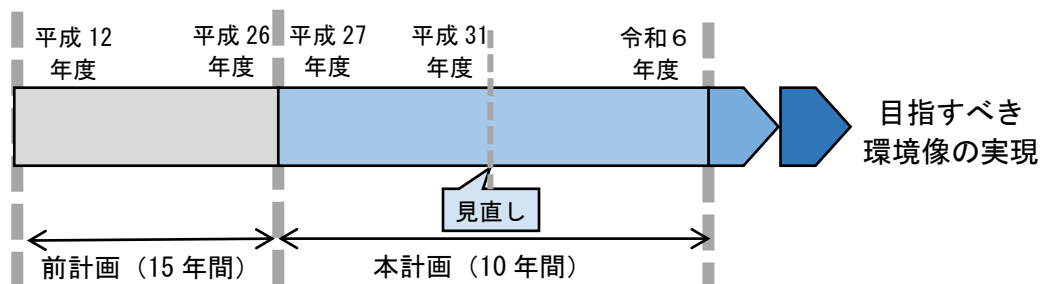
本計画では、「人」と「自然」が互いに良い影響を与えながら成長し、「住みやすさ」を市民や事業者、市が一体となって、英知を出し合い創る「まち」を目指します。

計画の目的

目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すこと

計画期間

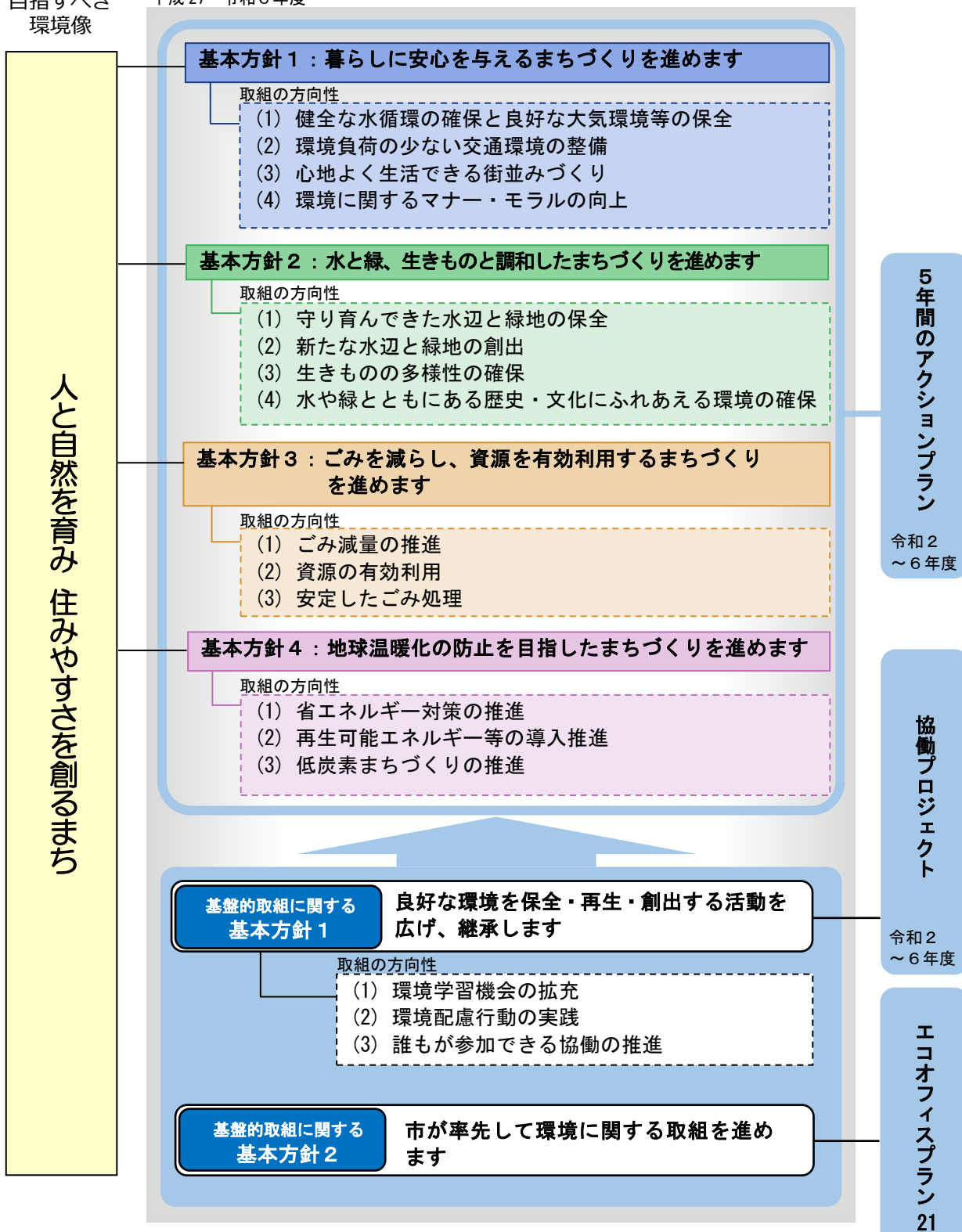
計画期間：平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間
 アクションプラン、協働プロジェクト、エコオフィスプラン21は、中間年度に、見直しを行います。



立川市第2次環境基本計画施策体系図

目指すべき
環境像

平成27～令和6年度



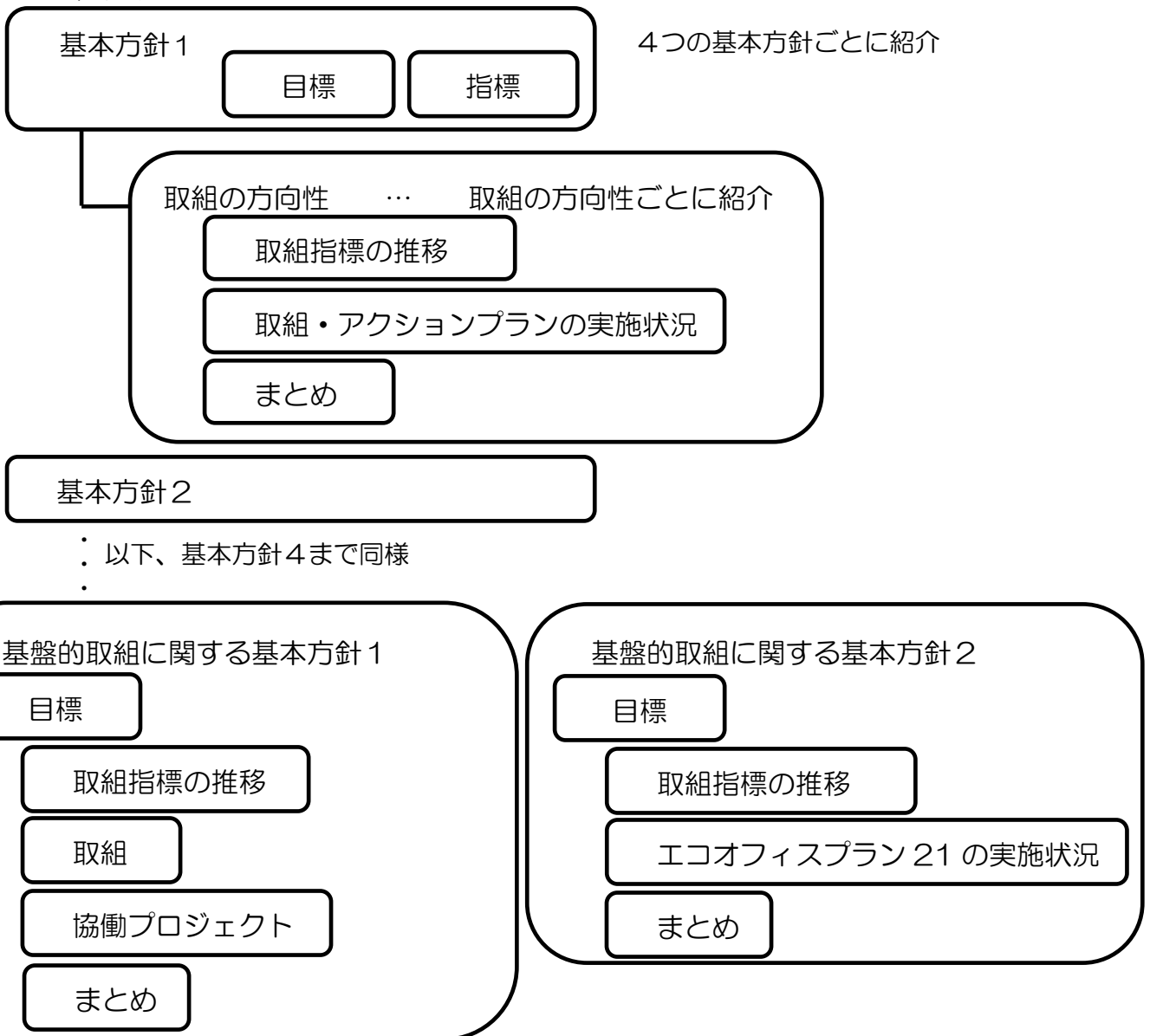
※5年間のアクションプラン、協働プロジェクト、エコオフィスプラン21は中間年度の見直しを行っています。令和2年7月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする立川市第2次環境基本計画（改定）を発行しています。

3 第2次環境基本計画の取組状況について

ここからは、第2次環境基本計画の取組状況について、4つの基本方針と基本方針ごとに決められた取組の方向性ごとに見ていきます。また、2つの基盤的取組に関する基本方針についても見ていきます。

4つの基本方針には、それぞれ目標とその成果を図る指標があります。また、基本方針には、3～4つの取組の方向性があり、それぞれの取組の方向性に対して、取組指標とアクションプランがあります。また、基盤的取組に関する基本方針1には、協働プロジェクトを、基盤的取組に関する基本方針2には、エコオフィスパラン21を設けています。

《紹介内容》



基本方針1 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

本市では、交通や生活の利便性に関する市民の満足度が高い一方、暮らしの静けさや水辺との親しみやすさについての満足度は高いとはいえません。また、都市化の進展にともない、土壌の涵養*機能が低下することによる、湧水量や湧水箇所数の減少が懸念されています。そこで、私たちが安心して暮らしていくために、健全な水循環の確保、大気環境・騒音・振動・水質等の改善、住宅や交通に関する環境負荷の低減、心地よく生活できる街並みの保全を進めるとともに環境に関するマナー・モラルの向上に努めます。

目標

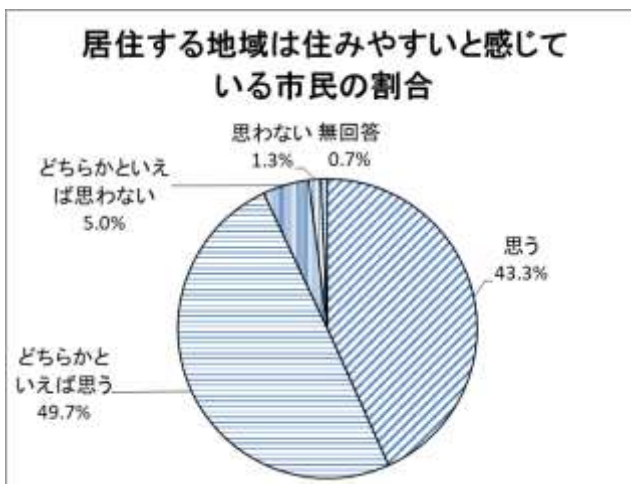
市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します。

基本方針1

指標：居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合

居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合

目標値は掲げず、数値の動向を注視します。



出典：市政に関するアンケート

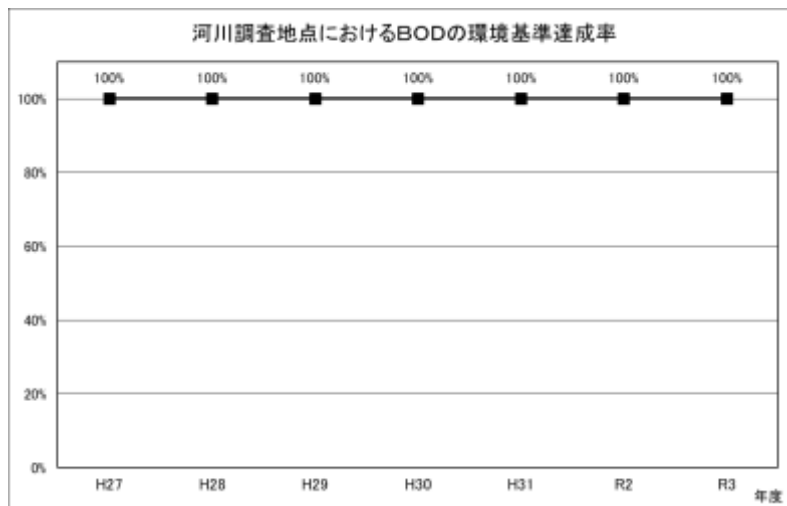
担当部署：行政経営課

(1)健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 河川調査地点における BOD の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
2 市内測定局における大気環境基準達成率	87.5%	83.3%	83.3%	100%
3 公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	環境基本計画改定による新指標		0 件	0 件

1. 河川調査地点における BOD の環境基準達成率



河川調査地点における BOD については、環境基準*を達成している状況が続いています。

各地点の測定値は P61、P62 を、詳細な測定データについては、資料編 P9～12 をご覧ください。

担当部署：環境対策課

2. 市内測定局における大気環境基準達成率

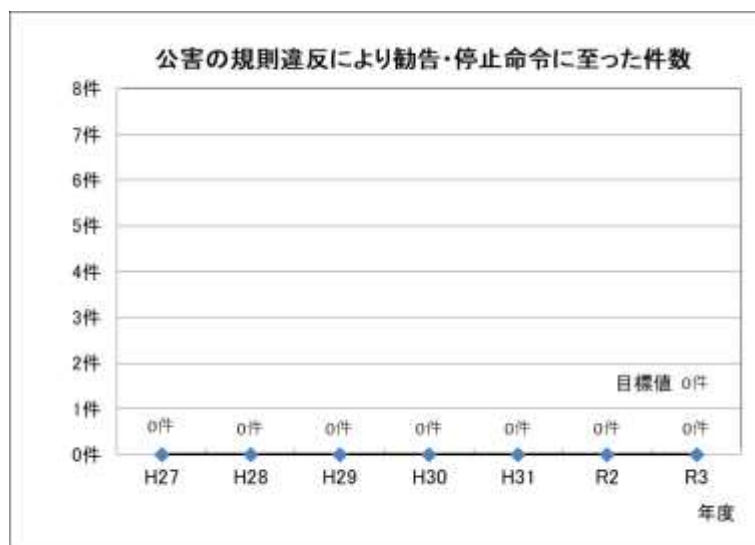


市内測定局における大気環境基準の達成率は、令和 2 年度、83.3%となりました。

環境基準等達成度については、P50 をご覧ください。

担当部署：環境対策課

3. 公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数



令和3年度目標値を達成しています。
 ※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 健全な水循環の確保			
1	市内の河川などの水質調査を実施します。	環境対策課	○
2	立川崖線*の湧水調査を実施します。	環境対策課	○
3	市内の地下水の調査を実施します。	環境対策課	○
4	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。	下水道管理課	○
5	下水道施設の維持管理に努めます。	下水道管理課 下水道工務課 下水処理場	○
6	単独処理区の流域編入を進め、公共用水域の水質向上を図ります。	下水道工務課	○
7	下水道の適正な使用について、事業者や市民向けの啓発、指導を行います。	下水道管理課	○

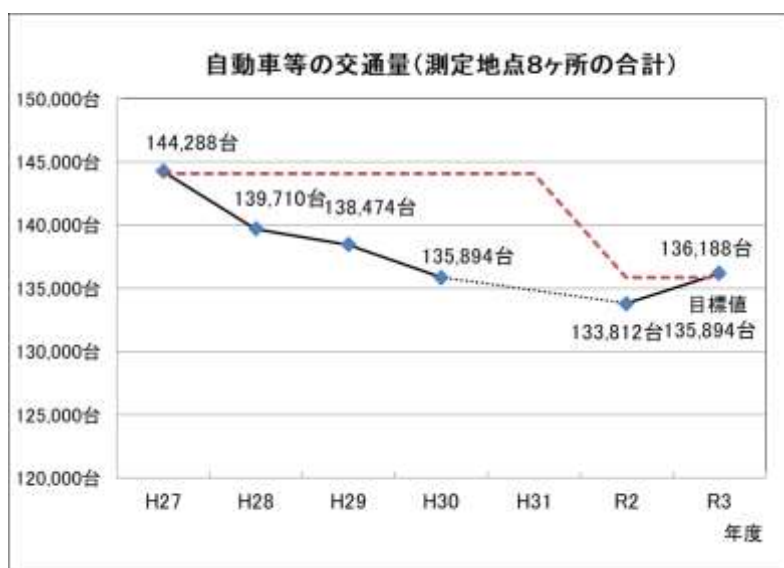
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
イ 大気環境の保全			
8	東京都と連携し、大気汚染物質の監視測定結果を公表します。	環境対策課	○
9	自動車のアイドリングストップ*、自動車の相乗り奨励など、エコドライブ*の周知・啓発を行います。	環境対策課	○
10	レンタサイクル事業などの自転車活用施策を推進します。	交通対策課	○
11	光化学スモッグ*の原因物質である揮発性有機化合物の適正管理を事業所に周知します。	環境対策課	○
12	空間放射線量と放射性物質濃度を測定し結果を公表します。	環境対策課 下水処理場 ごみ対策課 清掃事務所	○
13	新たな環境汚染物質が確認された場合には、国や東京都と連携して、迅速な状況の把握と公表に努めます。	環境対策課	○
ウ 騒音・振動・悪臭等の防止			
14	横田基地及び立川飛行場沿いの騒音固定地点調査を実施します。	環境対策課	○
15	横田基地、立川飛行場の騒音については、周辺自治体と連携・協力して騒音軽減等を関係機関に要請します。	企画政策課	○
16	道路沿道の騒音と振動の測定を実施します。	環境対策課	○
17	悪臭等の苦情については、現地調査と発生源に対する改善指導等を行います。	環境対策課	○
エ 化学物質対策の実施			
18	適正管理化学物質*を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求めます。	環境対策課	○
19	事業場からの申請や届出に基づき、現地調査や改善指導等を行い、条例の基準への適合、周辺環境に与える影響の低減のための指導を行います。	環境対策課	○

(2)環境負荷の少ない交通環境の整備

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	自動車等の交通量 (測定地点8ヶ所の合計)	144,288 台	欠測	136,188 台	135,894 台以下
2	コミュニティバスの収支率	環境基本計画改定による新指標		28.8%	40.0%
3	1日当たりの市内放置自転車 台数	466 台	238 台	50 台	90 台

1. 自動車等の交通量 (測定地点8ヶ所の合計)

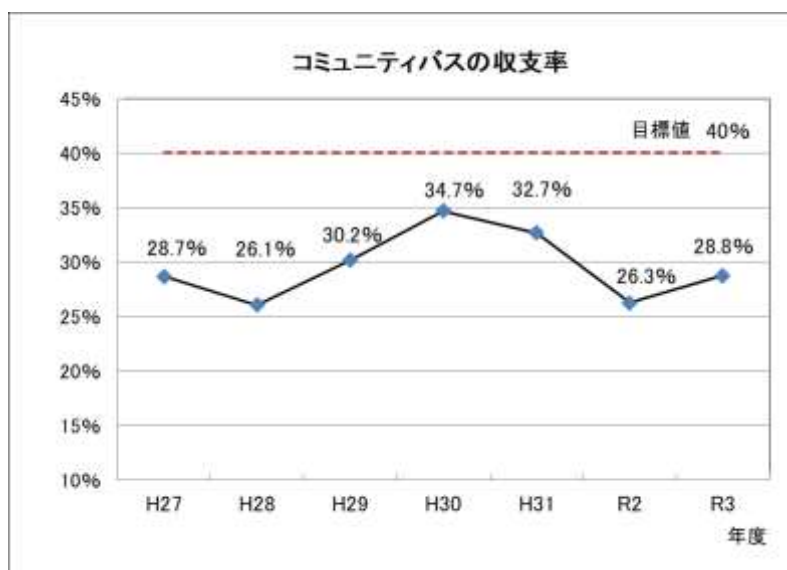


自動車等の交通量は、台風の影響で平成31年度1か所欠測でした。令和3年度は目標を達成していません。測定地点ごとの推移は、P59を参照してください。

担当部署：環境対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

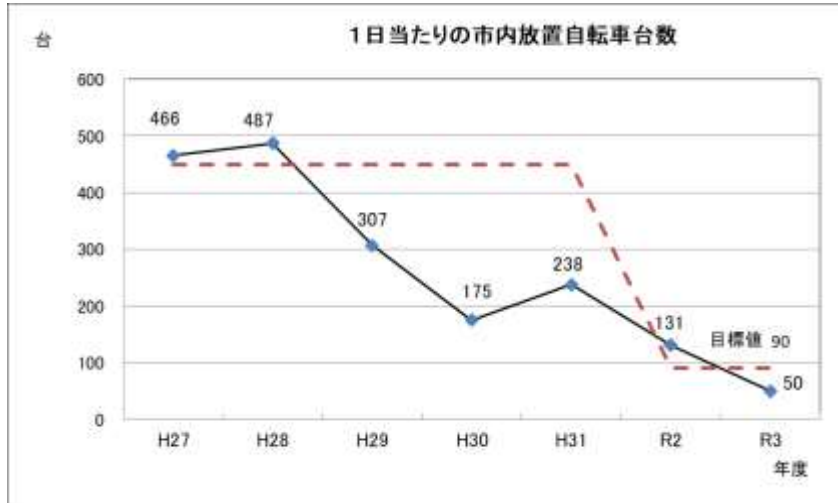
2. コミュニティバスの収支率



コミュニティバスの収支率は、令和3年度は28.8%になっております。※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：交通対策課

3. 一日当たりの市内放置自転車台数



放置自転車台数は、令和3年度は、50台になりました。

担当部署：交通対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

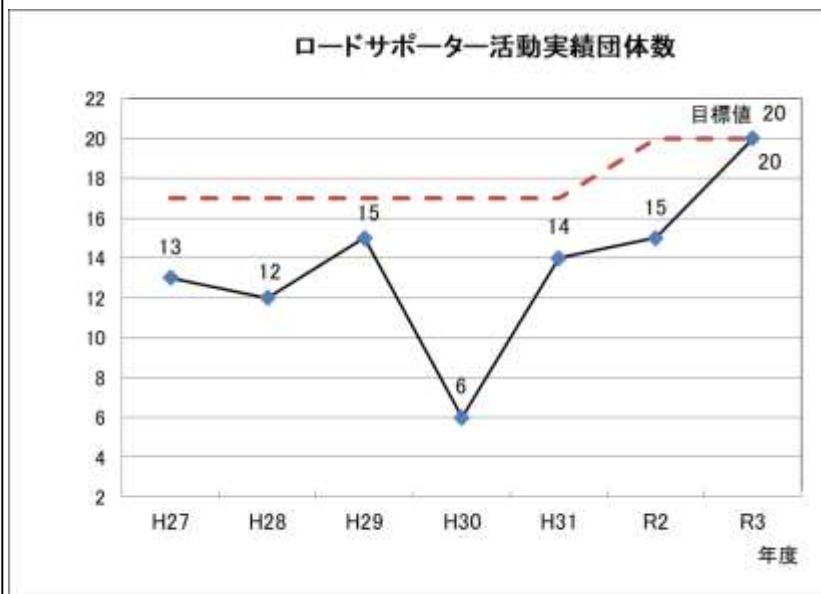
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 交通円滑化の推進			
20	都市計画道路について、整備事業を推進するとともに、東京都が施行する道路については、早期整備を東京都に要望します。	都市計画課 工事課	○
21	関係機関や事業者等と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組めます。	交通対策課	○
イ 公共交通利用の促進			
22	多摩都市モノレールの延伸や JR 中央線三鷹・立川間の複々線化などを関係機関に要請します。	交通対策課	○
23	コミュニティバスの持続的な運行に取り組めます。	交通対策課	○
24	西武拝島線や多摩都市モノレール沿線の自転車等駐車対策を推進します。	交通対策課	○
25	公共交通の利用促進を図るため、交通事業者と連携して利用環境の向上と合わせ、交通ネットワークの構築に取り組めます。	交通対策課	○
ウ 自転車の利用環境や歩道の整備			
26	レンタサイクル事業などの自転車活用施策を推進します。	交通対策課	○
27	自転車駐車場の確保や効率的な管理運営に取り組めます。	交通対策課	○
28	自転車走行環境整備に取り組めます。	交通対策課	○
29	放置自転車の撤去など、放置自転車対策を進めます。	交通対策課	○
30	歩道の拡幅やバリアフリー化に取り組めます。	道路課 工事課	○
31	自転車教室などを通じて、自転車マナーの啓発を行います。	交通対策課	○

(3)心地よく生活できる街並みづくり

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 ロードサポーター活動実績団体数	13 団体	14 団体	20 団体	20 団体

1. ロードサポーター活動実績団体数



市内のロードサポーター活動実績団体数は、平成31年度14団体から令和3年度は20団体となりました。

担当部署：道路課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

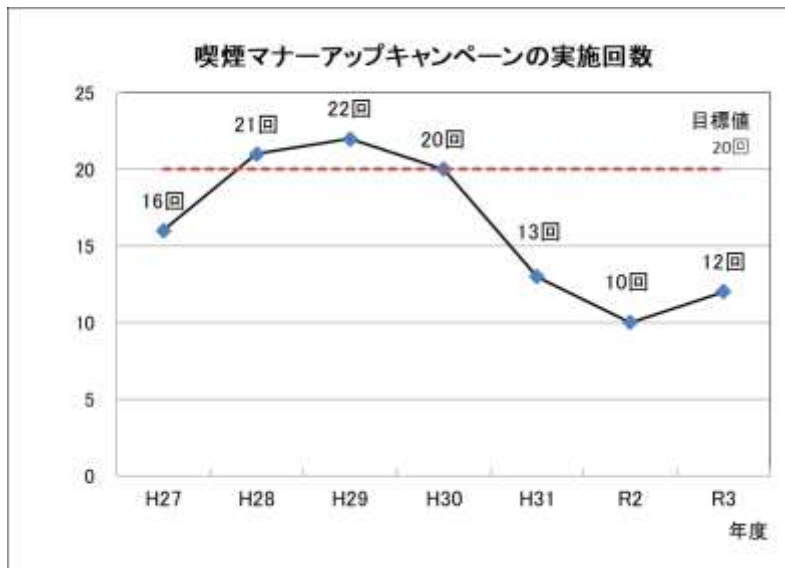
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 良好な街並みの形成			
32	「立川市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進めます。	都市計画課	○
イ 街並みの美化			
33	環境関連団体や地元の自治会、市民ボランティア等と連携して美化活動を実施します。	環境対策課 道路課 公園緑地課	○
34	電線類の地中化(道路無電柱化)を進めます。	工事課	○
35	屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います	道路課	○

(4)環境に関するマナー・モラルの向上

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数	環境基本計画改定による新指標		12 回	20 回
2 地域猫活動*登録団体数	環境基本計画改定による新指標		30 団体	55 団体

1. 喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数

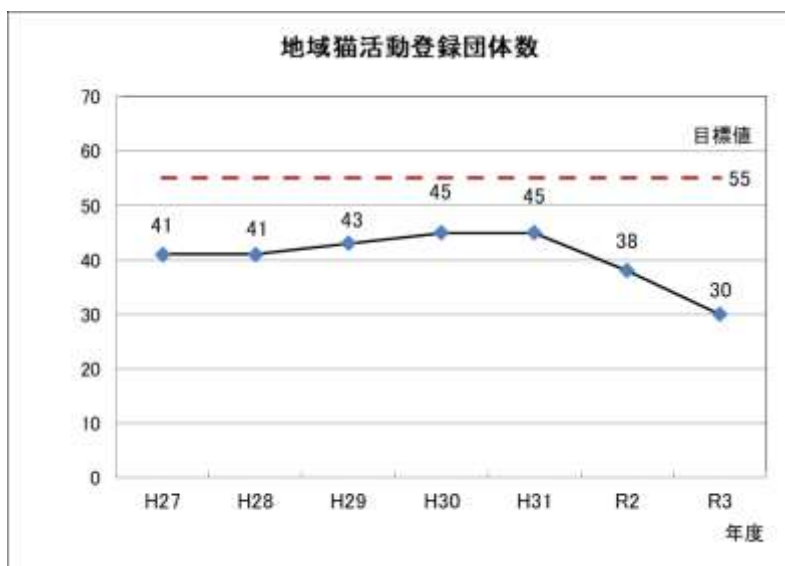


喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない時期があり目標値を下回っています。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

2. 地域猫活動登録団体数



地域猫活動登録団体数は、令和 3 年度は 30 となり目標を下回っています。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 環境に関するマナー・モラルに対する意識向上			
36	喫煙マナー向上のための意識啓発活動に取り組みます。	環境対策課	○
37	不法投棄防止のためのパトロールを行います。	ごみ対策課	○
38	ペットの飼い方マナー等の意識啓発を行います。	環境対策課	○
イ 身近な環境問題への対応			
39	法令に基づき、管理されていない空き家については、必要に応じてその所有者等に対し、適正な管理を求めます。	生活安全課	○
40	地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。	環境対策課	○

まとめ

基本方針1では、アクションプランの取組について、令和3年度は40項目のうち、すべてを実施しています。取組指標は9項目中4項目で、目標を達成しています。

令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症により、喫煙マナーアップキャンペーンや地域猫活動などの事業が多大な影響を受けました。

今後も環境に関するマナー・モラルに対する意識向上のための啓発活動を行います。

基本方針 2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

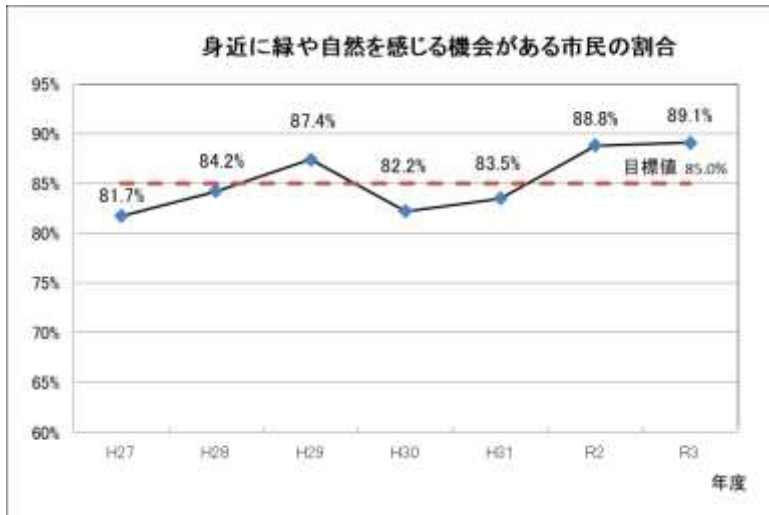
本市では、市民の身近にある水や緑が、うるおいのある街並みや多様な生きものの生育・生息環境を提供しています。また、東西方向につながる玉川上水、五日市街道、多摩川と南北に流れる残堀川に沿った水と緑は回廊を形成しており、本市の貴重な財産となっています。その一部は、地域住民により継続的に守られてきました。これらの水と緑を将来世代に引き継いでいくために、水辺や緑地の保全・創出、生きものの多様性の確保、水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保に取り組みます。

目 標 水と緑、生きものが身近にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します。

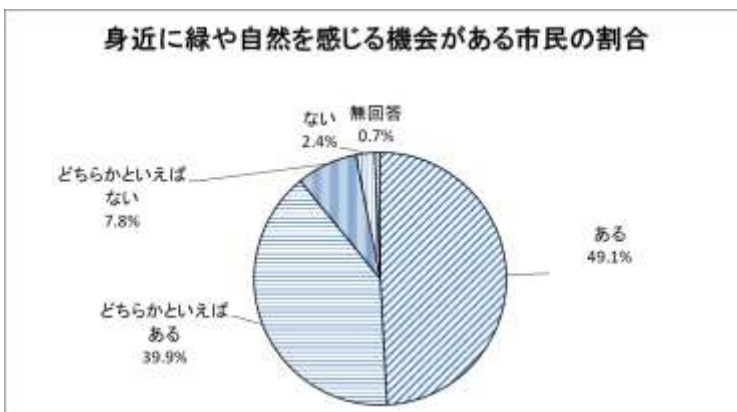
基本方針 2

指標：身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合

指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現 状 (令和 3 年度)	目 標 (令和 6 年度)
身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合	環境基本計画改定による新指標		89.1%	85.0%



※環境基本計画の改定による新たな指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。



出典：市政に関するアンケート

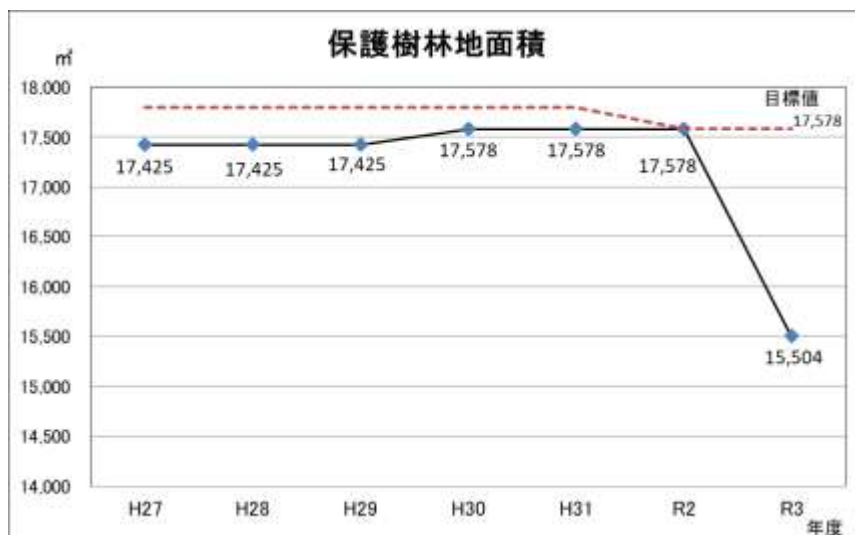
担当部署：行政経営課

(1) 守り育ててきた水辺と緑地の保全

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	保護樹林地面積	17,425㎡	17,578㎡	15,504㎡	17,578㎡
2	保存樹木数	484本	481本	459本	483本
3	都市農地(生産緑地)の面積	環境基本計画改定による新指標		197.9ha	190ha以上

1. 保護樹林地面積

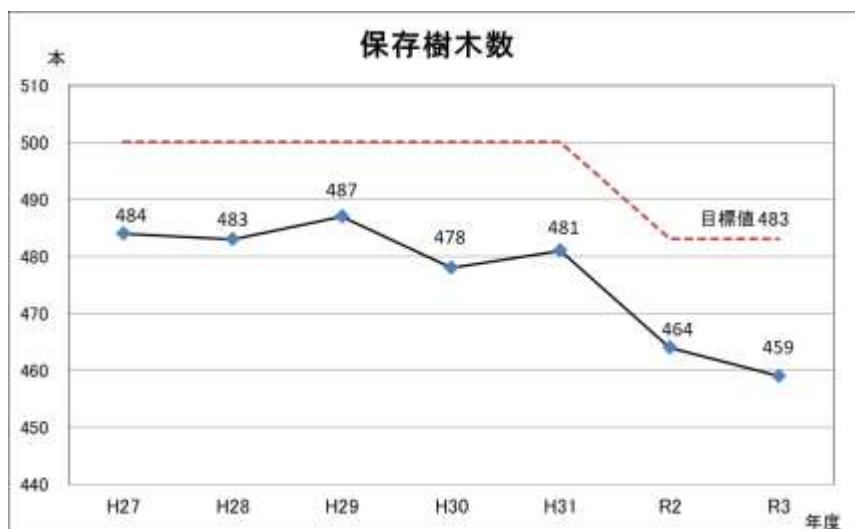


保護樹林地*面積は、令和3年度に一部を公有化したことに伴い、15,504㎡に減少しました。

担当部署：公園緑地課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 保存樹木数



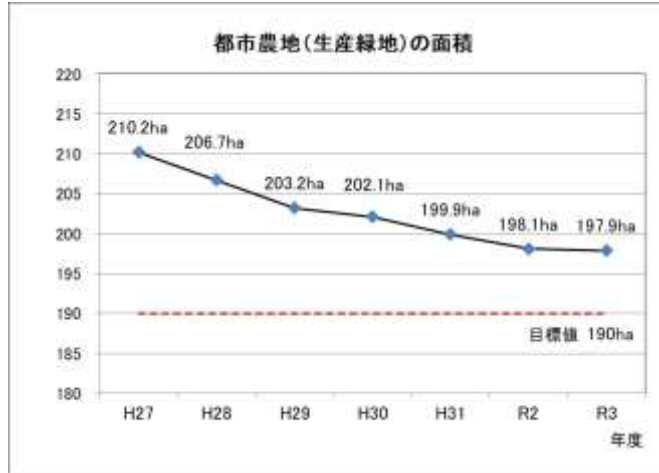
保存樹木*数は、令和3年度459本となり目標を下回っています。

今後も、保存樹木の指定要件を満たしている樹木を推薦してもらうなど、指定の拡大に努めます。

担当部署：公園緑地課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

3. 都市農地（生産緑地）の面積



都市農地(生産緑地)の面積は、令和3年度 197.9ha になっています。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：産業振興課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 水辺と緑地の保全			
41	樹林地、湧水地については、公有地化を図る中で保全に努めます。	公園緑地課	○
42	近隣の関係自治体と協力・連携して、立川崖線の保全に努めます。	公園緑地課	○
43	樹林、樹木については、保護樹林地・保存樹木制度を活用し保全していきます。	公園緑地課	○
44	保護樹林地、保存樹木について、指定を進めます。	公園緑地課	○
45	東京都と連携して、樹林、樹木の実態調査を実施します。	公園緑地課	▲
イ 農地の保全			
46	周辺住民に農地の大切さを理解してもらい、都市と農業が共生できるまちを目指します。	産業振興課	○
47	市民が農園主の指導により、農作業を体験する「体験型農園」を実施します。	産業振興課	○
48	農業団体に対し、畜産有機質たい肥等の購入費を補助し、環境保全型農業の拡大を図ります。	産業振興課	○
49	「ファーマーズセンターみのーれ立川」やその他の直売所を紹介します。	産業振興課	○
50	小学校での緑育・食育を実施します。	産業振興課	○
51	都市農地保全のための特定生産緑地制度の周知をはかり、新制度への移行を促進します。	産業振興課 都市計画課	○
ウ 水と緑のネットワークの形成			
52	河川や立川崖線、幹線道路などで水と緑のネットワークの形成を図ります。	公園緑地課	○
53	玉川上水緑道や栄緑地、根川緑道などの散策ルートを維持管理し、水と緑を保全します。	公園緑地課	○
54	「街路樹のあり方方針」を策定し、街路樹の維持管理に努めます。	道路課	○

※組織改正に伴い産業観光課は、令和4年4月より産業振興課に変更となりました。

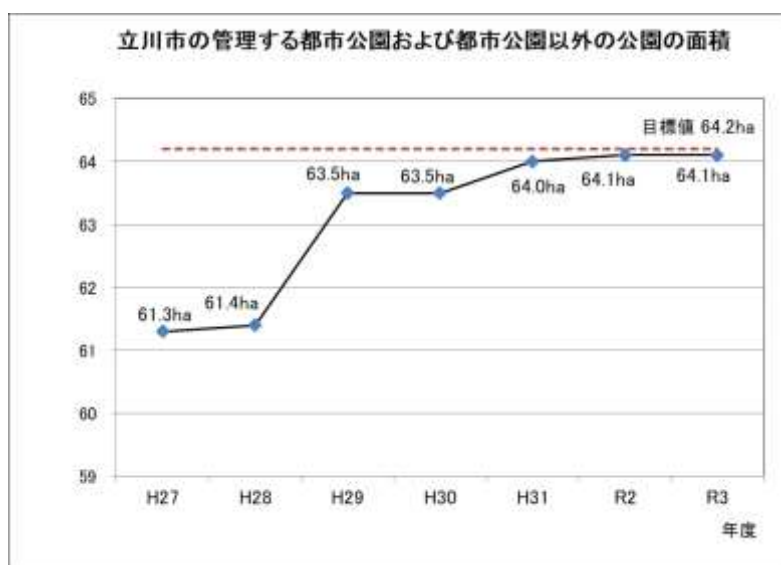
(2)新たな水辺と緑地の創出

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	立川市の管理する都市公園 および都市公園以外の公園 の面積	環境基本計画改定による新指標		64.1 ha	64.2 ha ^{注)}
2	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	環境基本計画改定による新指標		72 公園	76 公園

注) 64.2ha : 「立川市緑の基本計画」の目標値。

1. 立川市の管理する都市公園および都市公園以外の公園面積

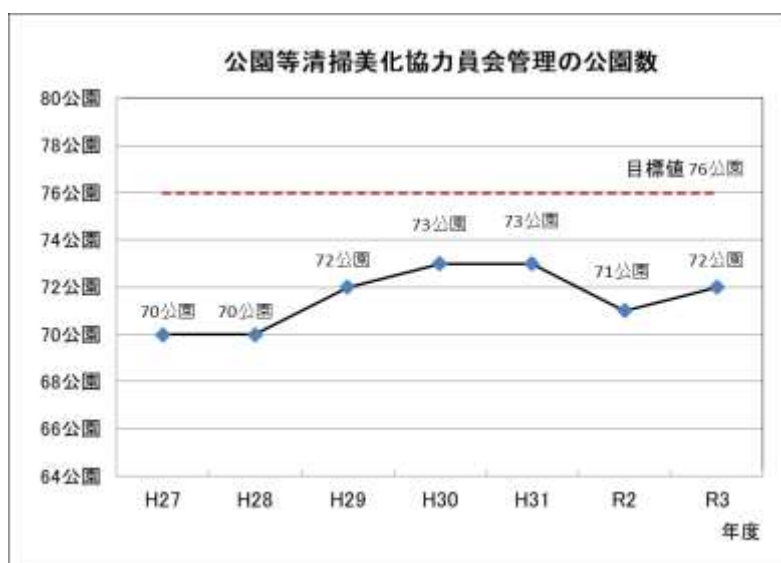


立川市の管理する都市公園および都市公園以外の公園面積は、令和3年度は64.1haです。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：公園緑地課

2. 公園等清掃美化協力員会管理の公園数



公園等清掃美化協力員会管理の公園数は、令和3年度72公園となっています。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：公園緑地課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

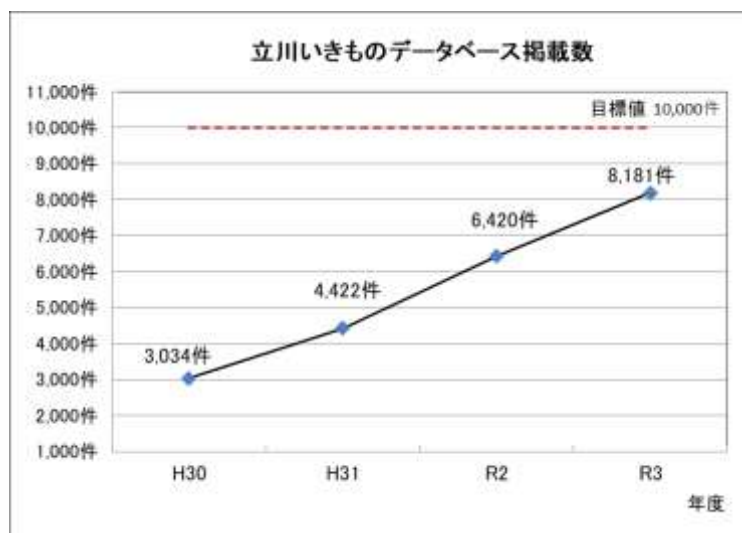
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 水辺と緑地の創出			
55	「立川市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を行います。	公園緑地課	○
56	流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。	公園緑地課	○
57	「東京都自然保護条例」「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」等に基づき、開発事業規模により、公園または緑化地の設置について、事業者及び市民に協力を要請します。	都市計画課	○
イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理			
58	地域住民等と協働し、地域の特性にあった公園づくりを行います。	公園緑地課	○
59	地域団体と協働する「公園等清掃美化協力員会制度」を推進します。	公園緑地課	○
60	市民の自主組織である「緑化推進協力員会」を支援します。	公園緑地課	○
61	市が管理する緑地等の保全活動を行う「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」を推進します。	公園緑地課	○
62	環境関連団体や環境への意識の高い市民との協働による取組を進めます。	公園緑地課 環境対策課	○

(3) 生きものの多様性の確保

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 立川いきものデータベース*掲載数	環境基本計画改定による新指標		8,181 件	10,000 件
2 自然観察会等の開催回数	2 回	3 回	0 回	2 回

1. 立川いきものデータベース掲載数

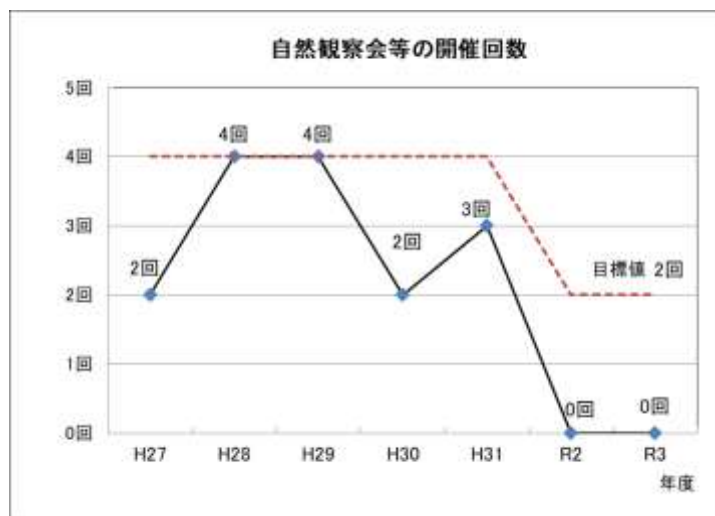


立川いきものデータベース掲載数は、令和3年度 8,181 件に増加しました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に、掲載数が見える平成 30 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

2. 自然観察会等の開催回数



自然観察会等は、令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。

担当部署：環境対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

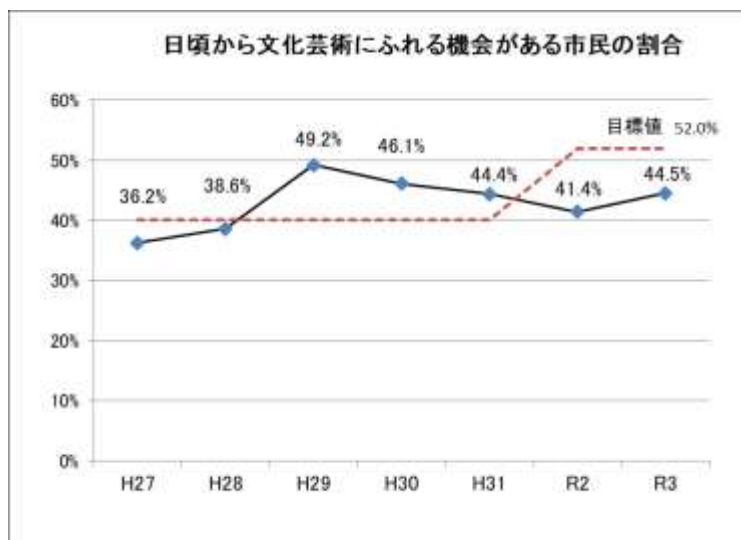
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 生きものの多様性の現状把握			
63	市民参加の身近な生きもの調査を実施します。	環境対策課	○
64	「立川いきものデータベース」を活用して生きものに関する情報を蓄積します。	環境対策課	○
イ 生きものの多様性に関する情報発信			
65	市内の生きものに関する情報を公表します。	環境対策課 図書館	○
66	市内の生きものに関する情報を整理した資料を作成します。	環境対策課	▲
67	広報紙や市民交流大学の講座などを通じて、生きもの多様性の大切さを普及啓発します。	環境対策課 生涯学習推進センター	○
ウ 生きもの多様性の保全			
68	市民協働により、市内の生きもの多様性を保全する取組を進めます。	公園緑地課 環境対策課	○
69	生きもの多様性が学習できるフィールドを活用し、小中学校や保育園での環境学習につなげます。	環境対策課	○

(4)水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	日頃から文化芸術にふれる機会がある市民の割合	36.2%	44.4%	44.5%	52.0%
2	歴史民俗資料館収集資料点数	14,173 点	17,060 点	17,988 点	17,200 点

1. 日頃から文化芸術にふれる機会がある市民の割合



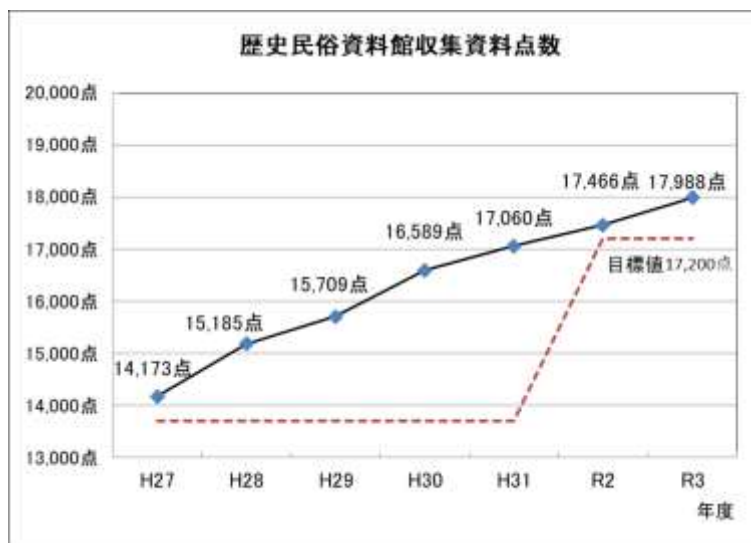
第4次長期総合計画・前期基本計画（H27～H31）における目標 40.0%については達成しました。後期基本計画（R2～R6）の目標値については52.0%に設定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、達成できておりません。

出典：市政に関するアンケート

担当部署：行政経営課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 歴史民俗資料館収集資料点数



歴史民俗資料館収集資料点数は、令和3年度に17,988点となり、目標を達成しています。

担当部署：生涯学習推進センター

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 水と緑とともにある歴史・文化の継承			
70	文化財等を含めた歴史的景観を保全するため、文化財の調査や保護、民俗芸能等の継承・発展に努めます。	生涯学習推進センター	○
71	風致地区(五日市街道、玉川上水)内の建築等の行為に対して許可等による規制を行い、良好な自然的景観を維持します。	都市計画課	○
72	市民団体との協働による資料調査や伝統文化の保存継承活動を実施します。	生涯学習推進センター	○
イ 水と緑とともにある歴史・文化資源の活用			
73	本市の歴史や文化、自然風土を学習する場として、水と緑とともにある歴史・文化資源を活用し、体験学習等の充実を図ります。	生涯学習推進センター	○
74	水や緑、文化の薫りを感じながら散策できる「詩歌の道」を紹介します。	地域文化課	○

まとめ

基本方針2では、アクションプランの取組について、令和3年度は34項目のうち、32項目を実施しています。

取組指標は9項目中2項目で、目標を達成しています。

目標を達成していない指標のなかでも、いきものデータベース掲載数は着実に増加しており、その他の取組指標も事業を継続することで、目標の達成が期待できます。

基本方針 3

ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

日本において、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や生活様式を見直し、社会における物質循環の確保により、天然資源の消費の抑制を図り、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が進められています。

本市においても、ごみの減量や資源の有効利用に取り組んできており、平成 25 年度から家庭ごみの戸別収集・有料化に取り組み、ごみの減量について一定の効果を得ています。今後さらにごみを減らすために、日常生活や事業活動において、一人ひとりが意識をして家庭や事業所から発生するごみの削減や資源の有効利用を一層進めます。また、安定したごみ処理の観点から、施設の整備及び維持管理を計画的に進めます。

目 標

本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します。

基本方針 3

指標：燃やせるごみ量

指標	基 準 (平成 19 年度)	平成 31 年度	現 状 (令和 3 年度)	目 標 (令和 6 年度)
燃やせるごみ量	45,584t	25,505t	26,413t	22,483 t



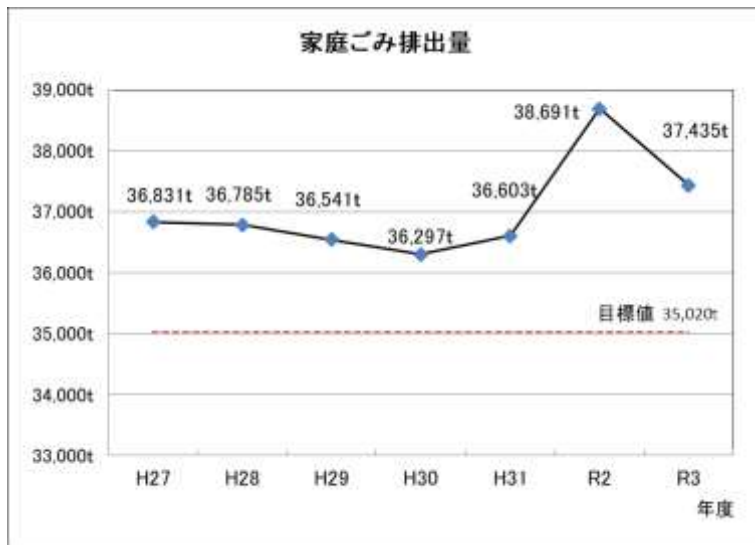
担当部署：ごみ対策課

(1)ごみ減量の推進

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	家庭ごみ排出量	環境基本計画改定による新指標		37,435t	35,020t
2	事業系ごみ排出量	環境基本計画改定による新指標		11,604t	6,640t

1. 家庭ごみ排出量



家庭ごみ排出量は、令和3年度に 37,435 t となっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛や家の片づけによる粗大ごみの増加が原因と考えられます。目標達成には、更なる減量が必要な状況です。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：ごみ対策課

2. 事業系ごみ排出量



事業系ごみ排出量は、令和2年度 11,129 t から令和3年度には 11,604 t となっています。令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための事業活動の自粛や飲食店の営業時間の短縮等の影響があったと考えられます。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：ごみ対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 家庭ごみの減量			
75	広報、ホームページ、印刷物への掲載やイベント、地域説明・意見交換会等で燃やせるごみの 50%減量に向け、周知・啓発を図ります。	ごみ対策課	○
76	生ごみの水切りの周知・啓発を行い、生ごみの減量につなげます。	ごみ対策課	○
77	紙類やプラスチックの分別の周知を行い、リサイクルを進めます。	ごみ対策課	○
78	食材などの計画的な購入や食べきりなど、食品ロス削減の取組について、周知・啓発を行います。	ごみ対策課	○
79	レジ袋や、ペットボトルなどの容器を減らすため、マイバッグやマイボトル、リユース容器などの利用を促進します。	ごみ対策課	○
イ 事業系ごみの減量			
80	立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会など関係団体と連携し、ごみの減量とリサイクルの推進の周知・啓発を行います。	ごみ対策課	○
81	事業者への訪問による助言や搬入物検査などの指導を行います。	ごみ対策課 清掃事務所	○
82	ごみ排出量に応じた処理費用の負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しを検討します。	ごみ対策課	○

(2)資源の有効利用

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	食器再使用システムの利用団体数	41団体	48団体	1団体	60団体
2	資源化率	41.2%	41.9%	42.4%	45.1%

1. 食器再使用システムの利用団体数

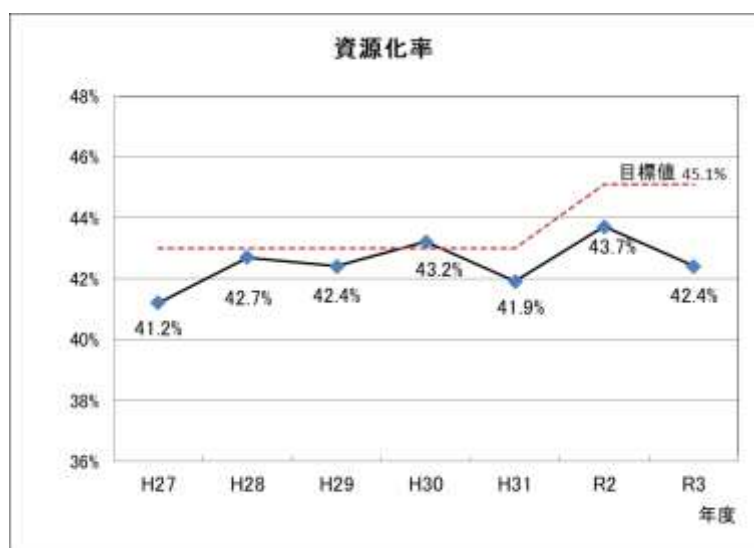


食器再使用システムの利用団体数は、令和3年度1団体となり、目標を下回っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりイベント等が中止になったためです。

担当部署：環境対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 資源化率



資源化率は、令和2年度が43.7%に対し、令和3年度42.4%になりました。

担当部署：ごみ対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 資源の再使用の推進			
83	物を大切に使用し、壊れたものは修理するなど、長く使う意識を持ってもらうように啓発します。	ごみ対策課	○
84	おもちゃの病院を開催し、物を大切にする心を育てます。	生活安全課	○
85	イベント等において、再使用可能な食器を貸し出す「食器再使用システム」を推進します。	環境対策課	○
イ 資源のリサイクルの推進			
86	総合リサイクルセンターにおいて、缶やびん、金属などの分別を行い、資源化に努めます。	ごみ対策課	○
87	地域で行う資源物の集団回収を支援します。	ごみ対策課	○
88	「生ごみ分別・資源化事業」を継続して実施し、生ごみの処理の方向性について引き続き検証を行い、他地域での取組の導入を検討します。	ごみ対策課	○
89	リサイクルを推進するため、資源化の処理、ルートなどの研究、検討を行います。	ごみ対策課	○
90	生ごみやせん定枝からたい肥の素をつくり、市民や市内の農家に提供します。	ごみ対策課	○
91	焼却灰はエコセメント*として再利用します。	清掃事務所	○



立川市総合リサイクルセンター（西砂町）



(3)安定したごみ処理

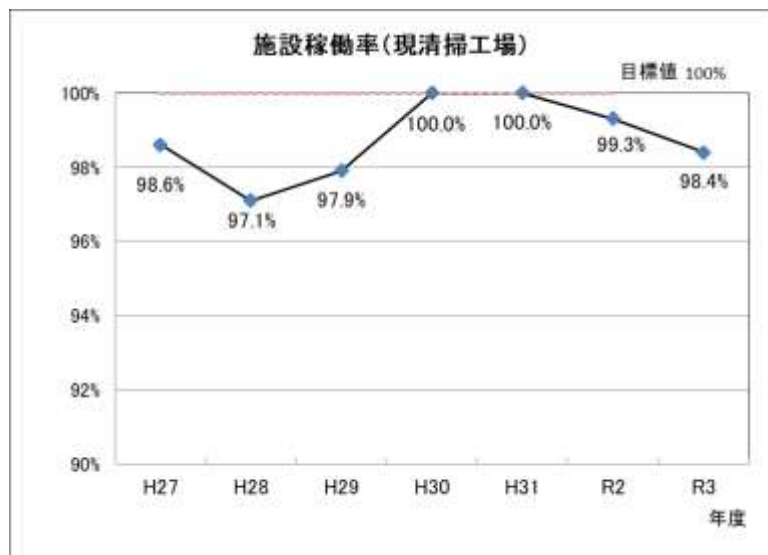
取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	施設稼働率 (現清掃工場)	環境基本計画改定による新指標		98.4%	100.0% (令和4年度)
2	施設稼働率 (総合リサイクルセンター)	環境基本計画改定による新指標		98.5%	100.0%

◇施設稼働率：施設の実稼働日数を計画稼働日数で割ったもの 実稼働日数÷計画稼働日数

実稼働日数＝計画稼働日数－故障等による停止日数

1. 施設稼働率 (現清掃工場)

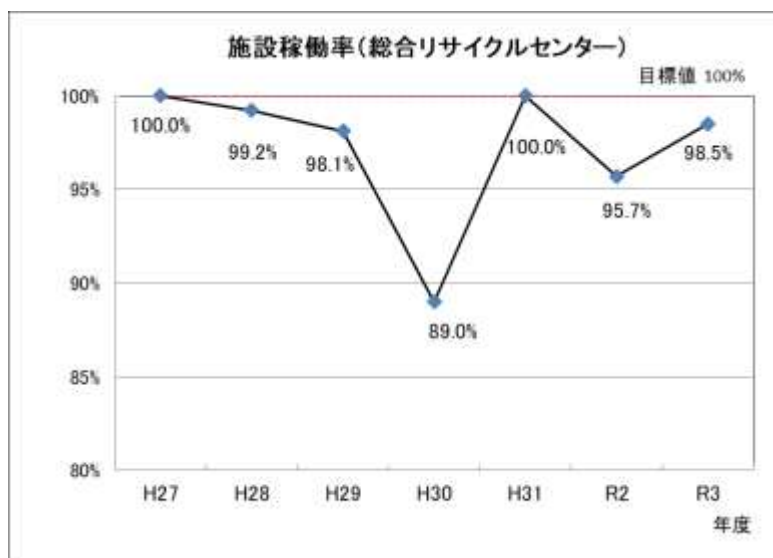


令和3年度は、工事による停止や機器の故障により施設稼働率は 98.4%となりました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：清掃事務所

2. 施設稼働率 (総合リサイクルセンター)



令和3年度は、機器の故障等により施設稼働率は 98.5%となりました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：ごみ対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施			
92	現清掃工場や総合リサイクルセンターの安定稼働のため、計画的に保守点検や整備、補修を行います。	ごみ対策課 清掃事務所	○
93	非焼却による再資源化施設の実証導入の取組について、情報収集に努めます。	清掃事務所	○
94	現清掃工場の周辺住民に対して、定期的に焼却炉の運転状況等について報告を行います。	清掃事務所	○
イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進			
95	新清掃工場の整備を促進し、令和5(2023)年3月の運営開始を目指します。	新清掃工場 準備室	○

まとめ

基本方針3では、アクションプランの取組について、令和3年度は21項目のうち、すべてを実施しています。取組指標は6項目中、目標を達成しているものはありません。引き続き、目標を達成できるように努めます。

ごみの分別の徹底(16分別)と平成25年度からの家庭ごみ戸別収集・有料化、そして何よりも市民の皆さんの高い意識によって平成27年度から日の出町にある最終処分場へのごみの埋め立てゼロを継続できています。また、清掃工場から排出される焼却灰はすべてエコセメントにリサイクルされ、各自治体等で建設資材や道路整備等に幅広く使われています。

ごみ焼却施設である立川市クリーンセンターたちむにいは、試運転開始に伴い、令和4年11月18日よりごみの受け入れを開始しました。令和5年3月1日より運営を開始します。この施設は立川市クリーンセンター運営基本方針『たちむに宣言』に基づき、施設の安定・安全な稼働を目指します。

基本方針4 地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

世界的規模で気温の上昇や異常気象の多発、雪氷の広範囲の融解など、地球温暖化*が要因と考えられる問題が顕在化しつつあります。本市においても、温室効果ガス*の排出量が多い民生業務部門、民生家庭部門での省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー*等の導入により、地球温暖化対策を進めるとともに、低炭素まちづくりを推進します。また、地球温暖化が原因と考えられる局地的な豪雨による都市型水害等を防止する取組を進めます。

目 標 日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を目指すまちづくりを推進します。

基本方針4

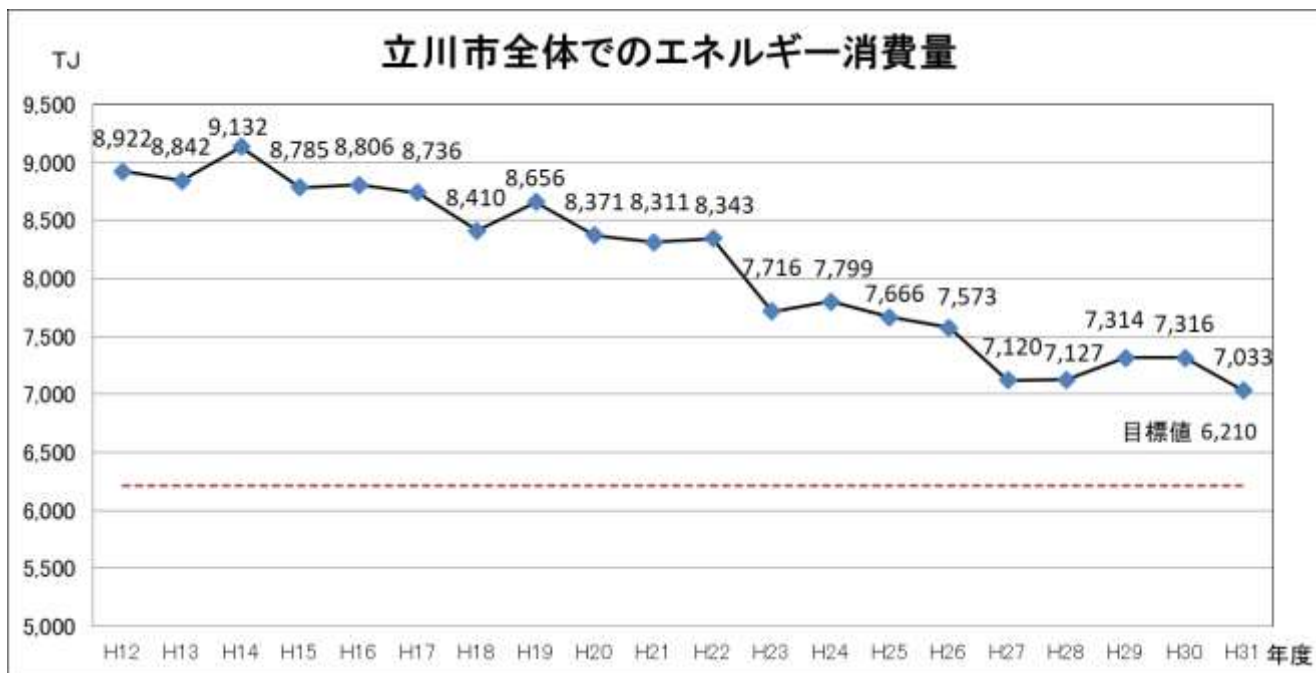
指標：本市全体でのエネルギー消費量

指標	基 準 (平成12年度)	現 状 (平成31年度)	目 標 (令和6年度)
本市全体でのエネルギー消費量	8,922TJ	7,033TJ	6,210TJ

※TJ…エネルギー、仕事熱量、電力量の単位。テラジュールは、10の12乗（1兆）ジュール。

1ジュールは、地球上でおよそ102gの物体を1m持ち上げる時の仕事量に相当します。

※エネルギー消費量のデータは、集計の関係で2年前の数値が最新のデータとなります。



出典：オール東京62市区町村共同事業 みどり東京温暖化防止プロジェクト 立川市エネルギー消費量の推移

(1)省エネルギー対策の推進

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	公共施設における温室効果ガス排出量	環境基本計画改定による新指標		20,704 t-CO ₂ eq	19,637 t-CO ₂ eq

1. 公共施設における温室効果ガス排出量 (立川市地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づく報告)



公共施設における温室効果ガス排出量は、令和 3 年度 20,704t-CO₂eq*となりました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

※各施設における排出量は、資料編・P26 をご覧ください。

※国では 2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 46%以上削減するとしています。



太陽光発電システム
(市役所屋上)

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進			
96	日常生活における省エネルギーの取組を呼びかけ、省エネルギーの普及に向けた周知・啓発を行います。	環境対策課	○
97	玉川上水などの散策ルートや樹木の多い公園を紹介し、市内の木陰の利用につなげます。	公園緑地課	▲
98	省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入を周知・啓発します。	環境対策課	○
99	事業者に対して補助金の交付などの支援を行うことで、省エネルギー効果の高い設備の導入を推進します。	環境対策課	○
100	省エネルギー改修を行った事業者が講演会・事例発表会で成果を発表することで、設備改修による省エネルギー化の効果を周知します。	環境対策課	○
101	商店街の装飾灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された装飾灯の電気料の補助を行います。	産業振興課	○
102	自治会の防犯灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された防犯灯の電気料の補助を行います。	市民協働課	○
イ 公共施設における省エネルギー対策の推進			
103	公共施設において、節電の呼びかけを行います。	環境対策課	○
104	公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて省エネルギー化を図ります。	環境対策課	○
105	公共施設において、省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組みます。	環境対策課	○
106	公共施設にクールシェア、ウォームシェアのスペースを設けます。	環境対策課	○

(2)再生可能エネルギー等の導入推進

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	公共施設における再生可能エネルギー導入施設数	環境基本計画改定による新指標		6施設	10施設

1. 公共施設における再生可能エネルギー導入施設数



公共施設における再生可能エネルギー導入施設数は、令和3年度6施設です。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

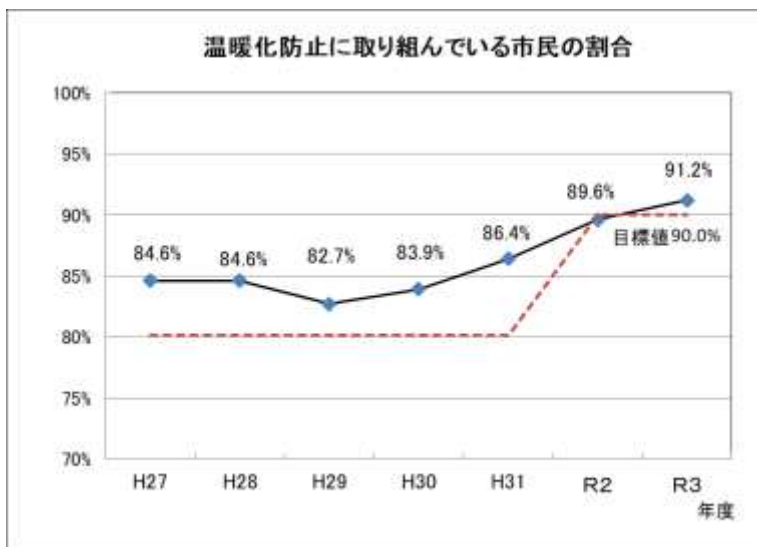
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進			
107	日常生活における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽エネルギー利用機器や蓄電池等の設置についての支援を検討します。	環境対策課	○
108	再生可能エネルギー等の導入を促進するために、利用機器および国や東京都の支援制度について、周知・啓発を行います。	環境対策課	○
109	再生可能エネルギーによる「創エネ」と「畜エネ」の活用により、温室効果ガスのゼロエミッションの実現を目指した枠組みをつくります。	環境対策課	▲
イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討			
110	公共施設における再生可能エネルギー等については、環境学習や災害対策での活用や技術革新なども考慮し、機能的かつ効率的な設備導入を検討します。また、市民や事業者との協働による導入方法を研究します。	環境対策課	○
111	公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて、再生可能エネルギー等の導入に努めます。	環境対策課	○

(3)低炭素まちづくりの推進

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合	84.6%	86.4%	91.2%	90.0%
2	立川市全体のエネルギー消費量	7,666 TJ (平成 25 年度)	7,314 TJ (平成 29 年度)	7,033 TJ (平成 31 年度)	6,210 TJ
3	低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数	環境基本計画改定による新指標		37 施策	37 施策

1. 地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合



地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合は、平成 31 年度 86.4%から、令和 3 年度 91.2%に増加しています。

出典：市政に関するアンケート
担当部署：行政経営課

※環境基本計画改定により令和 2 年度目標値を修正

2. 立川市全体のエネルギー消費量



立川市全体のエネルギー消費量は、平成 31 年度 7,033TJとなりました。目標達成のためには、更なる削減が必要です。

担当部署：環境対策課

3. 低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数

低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数は、令和3年度も令和2年度に引き続き全37施策となりました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。

施策ごとの評価については、資料編P30をご覧ください。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 地域で行う低炭素まちづくり			
112	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に向けた準備を進めます。	環境対策課	○
113	低炭素まちづくりの概念を、市が行うすべての施策に取り入れ、評価を行います。	環境対策課	○
114	再生可能エネルギーを主体としたエネルギーの地産地消に取り組みます。	環境対策課	▲
イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減			
115	公用車を購入・リースする際は、低公害車*を導入します。	総務課	○
116	自動車のアイドリングストップ、自動車の相乗り奨励など、エコドライブの周知・啓発を行います。	環境対策課	○
117	自転車の利用促進に取り組めます。	交通対策課	▲
118	カーシェアリングの利用推進を目指します。	環境対策課	○
ウ 二酸化炭素吸収源の確保			
119	「立川市緑の基本計画」に基づき、緑化重点地区の公園・緑地の整備、緑化等の施策を重点的・計画的に実施します。	公園緑地課	○
120	森林環境譲与税を活用して、森林利用の促進や普及啓発等の取組を行います。	財政課 環境対策課	○
エ 地球温暖化への適応			
121	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。	下水道管理課	○
122	雨水対策として、下水道整備を進めます。	下水道工務課	○
123	地球温暖化による気候変動の影響についての周知啓発を行うことで、温室効果ガスの排出量削減が必要であることを啓発します。	環境対策課	○
124	クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水などのヒートアイランド対策を実施します。	環境対策課	○

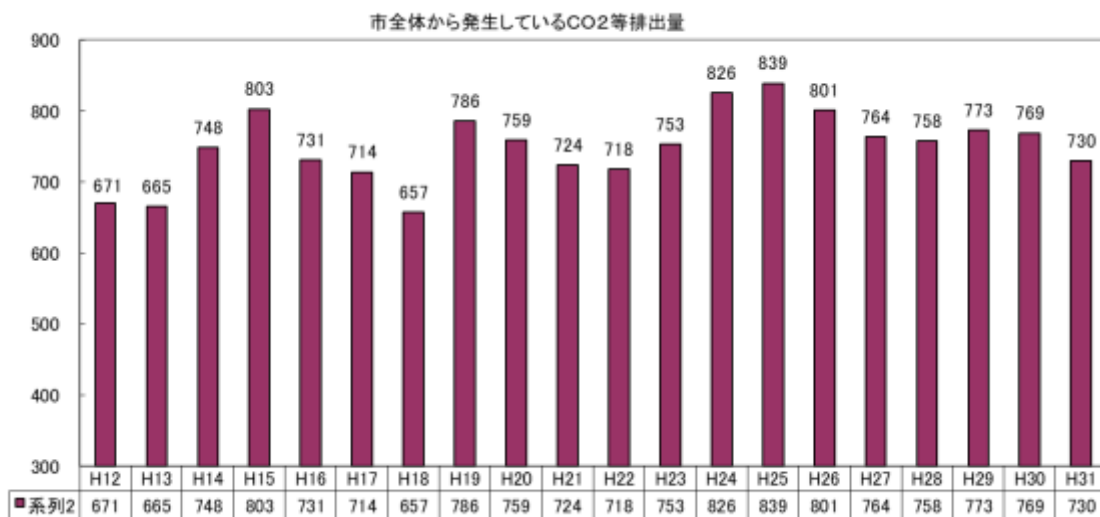
まとめ

基本方針4では、アクションプランの取組について、令和3年度は29項目のうち、25項目を実施しています。取組指標は5項目中、2項目で目標を達成しています。

市民や事業者の日常生活・事業活動における省エネルギー対策を推進するために、省エネ情報の提供や事業者に対する省エネ改修補助を継続します。また、公共施設における節電の呼びかけを継続します。

参考

市全体から発生しているCO₂等排出量



出典：オール東京62市区町村共同事業 みどり東京温暖化防止プロジェクト「市部の温室効果ガス排出量」
 ※出典資料は環境ブック作成時において公表されている最新（平成31年度）のものを使用しています。

国は令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

これを受けて令和3年4月には2030年度までに温室効果ガスの排出を2013年度比46%以上の削減を目指すことを目標を表明し、地域脱炭素ロードマップ骨子案を発表。5月には、地球温暖化対策推進法の一部改正、7月には地球温暖化対策計画（案）及び第6次エネルギー基本計画（素案）を発表。現在はパブリックコメントも終了し、10月22日に閣議決定されました。

基盤的取組に関する
基本方針 1

良好な環境を保全・再生・創出する活動を
広げ、継承します

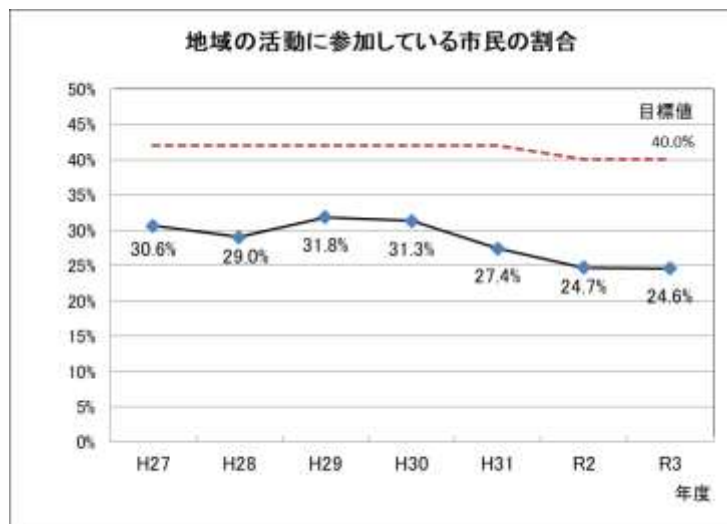
本市では、多くの環境に関わる市民団体との協働*による取組や各団体、地域ごとにさまざまな形で、環境保全や環境啓発の活動についての取組が行われています。そこで、これらの活動を継承していくために、幅広い年代層からの参加を視野に入れ、市民意識や生活の多様化に応じた協働のあり方を検討します。また、環境に関する情報の集約化を進め、多様な主体（市民や事業者、来街者、地域、市など）が活動に参加するための情報を得やすい環境づくりを行います。

目 標 多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまち
であることを目指します。

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	地域の活動に参加している市民の割合	30.6%	27.4%	24.6%	40.0%

1. 地域の活動に参加している市民の割合



地域の活動に参加している市民の割合は、令和3年度 24.6%と低下が続いています。

出典：市政に関するアンケート
担当部署：行政経営課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

第2部 市の環境への取組

基盤的取組に関する基本方針1

良好な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します

取組

(○…実施、▲…未実施)

10年間の取組		担当課	実施状況
(1) 環境学習機会の拡充			
ア 環境に関する講座等の開催	環境保全や環境配慮の行動につなげるためのきっかけづくりとなるように、環境問題への関心を深めることを目的とした講座や実習を開催します。	環境対策課	○
イ 環境に関する体験学習機会の提供	小学校のプールをフィールドにした「ヤゴの救出作戦」など、小学校や保育園で、市民や団体による体験型の環境学習を行う機会を設けます。	環境対策課	○
(2) 環境配慮行動の実践			
ア 環境に関する情報の発信	本市が行っている環境配慮行動の事例や環境に配慮した商品などの紹介、市民や事業者が行っている取組とその効果の見える化を本市のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティ放送などを通じて行います。	環境対策課	○
	本市で収集・整理した環境に関する情報をもとに資料を作成し、学校等での環境学習に活用することを検討します。	環境対策課	▲
イ 環境に関する情報の共有	環境配慮行動の事例や環境問題に関するグループの登録情報の収集と整理を行い、その結果を本市のホームページなどで紹介します。	環境対策課	▲
ウ 環境配慮行動の促進	多様な主体による環境配慮行動の実践を推進するため、既に行われている環境配慮行動を評価する方法を検討します。	環境対策課	▲
	環境配慮行動を行いたい、継続したい、と思う市民や事業者が増えるしくみづくりを進めます。	環境対策課	○
(3) 誰もが参加できる協働の推進			
ア 協働のしくみづくり	多様な主体と連携して取り組むためのしくみづくりを行います。	環境対策課 市民協働課	○
イ 人材の育成・活用	環境学習の担い手となる環境への関心の高い市民を増やすため、環境に関する講座を開催します。	環境対策課	○
	さまざまな環境に関する取組や子どもたちへの環境学習に気軽に参加できるしくみを構築して行きます。	環境対策課	▲
ウ 広域連携の推進	環境の保全等を図るために広域的な取組が効果的なものについては、市民団体、環境関連団体、学術機関、国、東京都及び周辺の地方公共団体と協力し、その推進に努めます。	環境対策課	▲

※組織改正に伴い協働推進課は、令和2年4月より市民協働課に変更となりました。

■協働プロジェクト

1 協働プロジェクト

(1) 目指そう！エコなまち

<取組状況>

- 立川商工会議所では、環境コミュニティ特別委員会を設置し、「環境行動計画」の策定、地球温暖化対策事業を推進しています。平成 27 年度から「みんなで作る生き生きとした立川プロジェクト」を策定し、活動を行っています。
- 「みんなで作る生き生きとした立川プロジェクト」に基づき、セミナーやシンポジウムを行っています。
- 商工会議所の会員に対して、立川市の省エネ対策支援の紹介を行い、省エネ事業所への更新を促しています。

(2) 目指そう！水と緑と生きものを感じられるまち

<取組状況>

- NPO法人教育支援協会東京西と市が『立川いきものデータベース』を運営しています。平成 28 年 9 月から立川市内で撮影された昆虫の写真を投稿するページを作成しました。令和 4 年 3 月末現在で、8,000 件を超えるデータが掲載されています。

(3) 目指そう！クリーンなまち

<取組状況>

- 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会などの関係団体と連携し、マイバッグ推奨運動を展開しました。
- 広報やホームページ、説明会などを通じ、ごみ排出量の推移や処理の実態、ごみの減量や分別の具体的方法を周知し、主に雑がみや容器包装プラスチックについて分別・リサイクルを推進しました。
- 食べきり協力店事業や事業所訪問調査を実施し、食品ロスへの意識啓発や事業系廃棄物の資源混入の課題解決に向けた活動などに取り組みました。

まとめ

多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するために、環境学習機会を設けること、協働のしくみづくりは、実施しています。協働プロジェクトは、3つの取組ともに何らかの活動を行っていますが、今後も多様な主体が参加できるように検討が必要です。

地域の活動に参加している市民の割合は、低下傾向が続き、令和3年度 24.6%と目標を下回っています。環境配慮面からも市民の地域活動への参加を促せるように、情報発信の仕組みなどを検討する必要があります。

**基盤的取組に関する
基本方針 2**

市が率先して環境に関する取組を進めます

本市は、市役所を中心として率先した環境に関する取組を進めています。今後さらに市民、事業者の環境に配慮した行動を促すために、本市の率先した取組をより一層進めます。

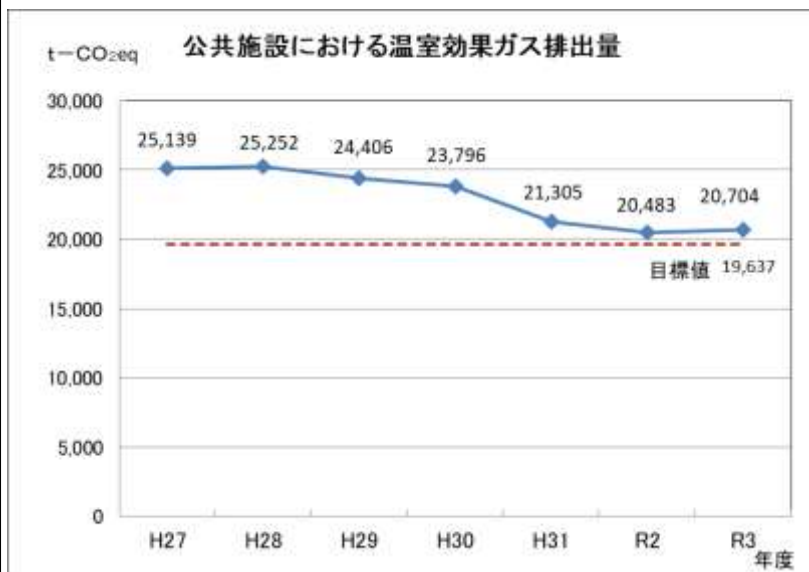
目 標

市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します。

取組指標の推移

取組指標	平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1 公共施設における温室効果ガス排出量	環境基本計画改定による新指標		20,704 t-CO ₂ eq	19,637 t-CO ₂ eq

1. 公共施設における温室効果ガス排出量
(立川市地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づく報告)



公共施設における温室効果ガス排出量は、令和3年度20,704t-CO₂eqとなりました。
※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

※各施設における排出量は、資料編・P26をご覧ください。

※国では2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で46%以上削減するとしています。

■エコオフィスプラン2 1の実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のエコオフィスプラン21			実施状況
1 水に関する率先した取組の実施	1	節水型器具の採用(センサー式蛇口など)や水使用量の削減に努めます。	○
	2	環境にやさしい石鹼や洗剤を使用し、排水による環境負荷の低減に努めます。	○
2 ごみの減量と資源の有効利用に関する率先した取組の実施	1	事業系ごみ以外は、持ち帰りを基本とします。	○
	2	消耗品などの物品調達に際し、ごみの発生抑制に配慮するとともに、不要物品の譲り合いなど、再利用、分別などによる資源リサイクルを徹底し、ごみの減量を図ります。	○
	3	ごみの持ち帰り・分別マニュアルを見直し、庁内でその実施を徹底します。	○
	4	ごみ・資源の分別の徹底と定期的な確認及び職員研修を実施します。	○
	5	グリーン購入ガイドラインを遵守・徹底します。	○
3 自動車に関する率先した取組の実施	1	全職員へエコドライブの周知徹底を図ります。	○
	2	庁用車に低公害車等の導入を推進します。	○
	3	通勤や業務での自転車利用を推進します。	○
4 地球温暖化の防止に関する率先した取組の実施	1	クールビズ、ウォームビズを徹底し、室内温度が、夏は28℃、冬は20℃となるように適切に空調の運転を管理します。	○
	2	パソコン、照明等の電気機器類は不使用時には電源を切るように徹底します。	○
	3	公共施設において省エネルギー診断などを必要に応じて実施し、エネルギー使用量の少ない設備や機器の導入を推進します。	○
	4	庁内におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減効果を公表することにより、市民や事業者による地球温暖化対策の実施を促進します。	○
	5	二酸化炭素排出量を減らすための省エネルギー行動をメニュー化します。	○
	6	各施設で二酸化炭素排出量の削減を目指すため、施設の電気・ガス・燃料使用量を年度ごとに把握し、公表します。	○

第2部 市の環境への取組

基盤的取組に関する基本方針2

市が率先して環境に関する取組を進めます

5年間のエコオフィスパラン21			実施状況
4 地球温暖化の防止に関する率先した取組の実施	7	施設ごとにエネルギー消費量の削減推進のための管理体制を整備し、削減目標を示します。	○
	8	施設改修を行う際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を遵守します。	○
	9	各施設の電気使用状況を通信端末などで一元管理できるシステムを検討し、ムダを見つけ改善します。	▲
5 その他	1	公共施設周辺の美化に努めます。	○
	2	職員に向けた環境に関する知識を得るための研修やエコオフィスパラン21の研修を実施します。	○
	3	各施設のエネルギー管理マニュアルの策定を検討します。	▲

まとめ

公共施設における温室効果ガス排出量は、令和3年度 20,704t-CO₂eq になっています。

エコオフィスパラン21の取組について、令和3年度は22項目中20項目で実施中です。

今後も市が率先して環境に関する取組を継続して実施していきます。

参考（市本庁舎における廃棄物（ごみ）排出量、市施設における水道使用量、市所有自動車の燃料使用量）



燃料使用量及び水道使用量は、減少傾向です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による施設の利用休止等で特に減少しています。

第3部

様々な測定結果から見る環境

第3部では、さまざまな環境問題に関連する数値を公表しています。環境測定結果に見られる数字を過去数年から追ってみることで、立川市における環境の変化と現在の状況をみていただきたいと思います。

紹介の内容ですが、市が直接環境調査を実施している（委託事業も含む）さまざまな測定結果です。最初に立川市の大気環境、騒音、振動について紹介しています。次に、水環境について紹介しています。最後に、公害苦情の現状について紹介しています。

空気や水の状況については、当たり前存在するものとして日頃あまり意識して考えることはないかもしれませんが、大気の汚染状況を知ることで車の使用を控えたり、河川の水質状況を知ることで身近な川に住む様々な生物に目を向けたりといったように、数字で確認することで改めて環境について考え、身近な行動につなげるきっかけとしていただければ幸いです。

学ぶ



考える



わかる



行動する



(1) 大気環境、騒音、振動

① 環境基準等達成度

項目		達成状況(令和2年度)	前年度の状況
浮遊粒子状物質(51ページ)		環境基準を達成しています。	○
微小粒子状物質(51ページ)		環境基準を達成しています。	○
光化学オキシダント(52ページ)		環境基準を超えている時間がありました。	×
二酸化窒素(53ページ)		環境基準を達成しています。	○
ダイオキシン類(54ページ)		環境基準を達成しています。	○
航空機騒音 (55~57ページ)	横田基地	環境基準を超えています。	×
	立川飛行場	環境基準を達成しています。	○
自動車公害 (58~59ページ)	騒音	環境基準を超えている地点がありました。	×
	振動	要請限度*を下回っています。	○
	大気	環境基準を達成しています。	○

※立川飛行場は、平成26年11月より航空機騒音に係る環境基準が適用されました。

※空間放射線量(53ページ)には環境基準の適用がないため、この表の項目には入っていません。また、測定値は自然放射線量の全国平均に近い値で推移しており、大きな変化はありません。

② 大気汚染

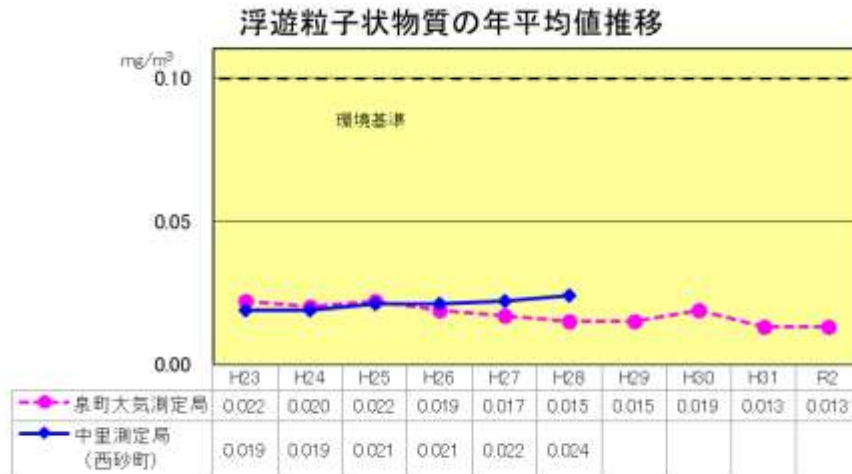
大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源から汚染物質が排出されることによって起こります。汚染の原因となる物質には、硫黄酸化物(SO_x)や、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、窒素酸化物(NO_x)、そして二次汚染物質である光化学オキシダント(O_x)等があります。また、近年では浮遊粒子状物質の中でもさらに粒径の小さい微小粒子状物質(PM_{2.5})が注目されています。

東京都が設置している東京都一般環境大気測定局*では、浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・光化学オキシダント・窒素酸化物の常時監視測定を実施しています。

放射性物質については、平成23年7月より市内8か所で空間放射線量の測定を行っています。

ア 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}^*$ 以下の粒子状物質のことを言い、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するものです。大気中に長時間滞留し、肺や器官などに沈着して呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。立川市内では泉町と西砂町（平成28年8月31日をもって測定終了）で測定しており、良好な状況で推移しています。

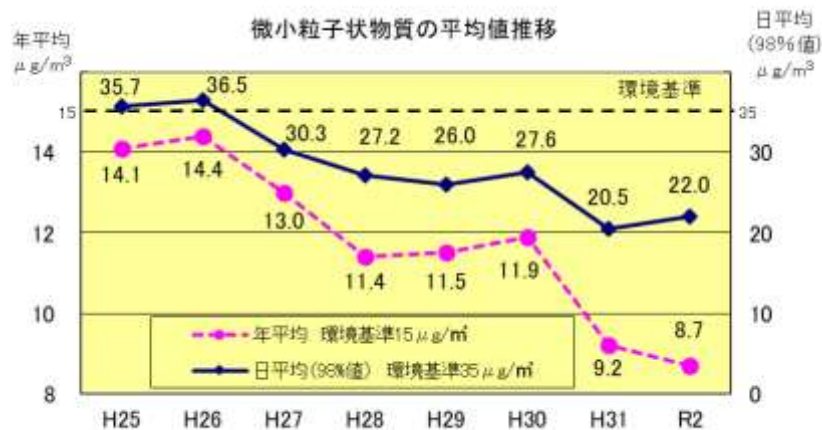


※令和3年度の詳細な測定データについては資料編・P5をご覧ください。

イ 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の物質のことを言い、微小で呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから、人の健康に及ぼす影響が懸念されています。日本では、平成21年9月に環境基準が設定されました（長期基準：1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、短期基準：日平均の98%値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）。立川市内では、平成24年度より泉町で測定を行っています。（測定は、東京都環境局が実施。）

令和2年度は短期基準が $22.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ となり環境基準を下回りました。

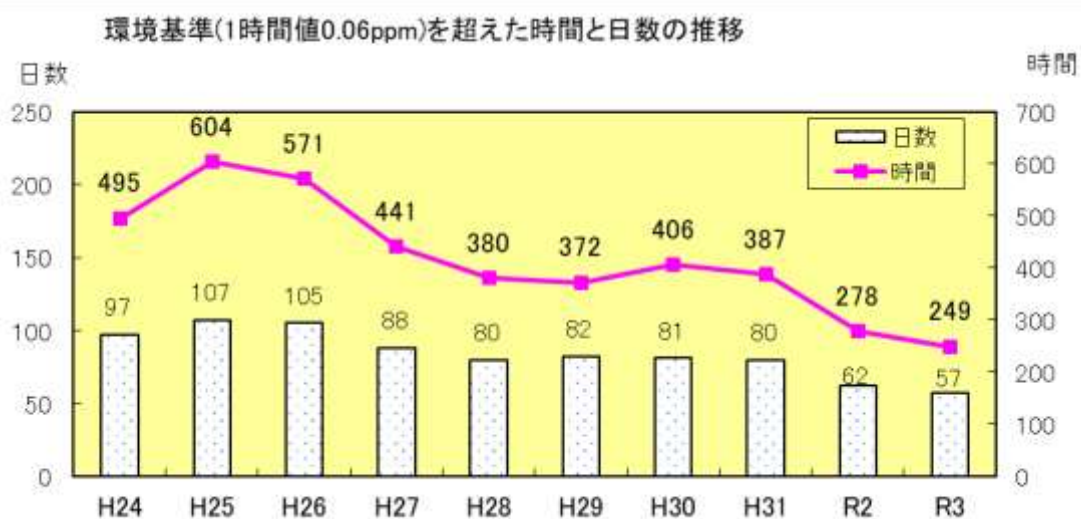


※令和3年度の詳細な測定データについては資料編・P5をご覧ください。

ウ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こし生成される酸化性物質で、光化学スモッグの原因物質であり、目のちかちか、喉の痛み、植物への被害等の影響を及ぼすおそれがあります。

環境基準である1時間値0.06ppm*を超えた延べ時間数、延べ日数は、令和3年度は249時間、57日でした。（測定は、東京都環境局が実施。平成22年7月から泉町で測定）



光化学スモッグ注意報の発令基準である0.12ppmを超えた延べ時間数、延べ日数は、令和3年度は1時間、1日ありました。

なお、光化学スモッグは原因物質である光化学オキシダントの発生と比例しますので、日照時間の少ない冷夏の年や夏の季節風の強い年には大きく減少する傾向があります。



*東京都内各地域における光化学スモッグ注意報発令状況の詳細データについては、資料編・P8をご覧ください。

エ 二酸化窒素

二酸化窒素は、燃焼に伴い燃料中の窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するもので、その大部分は一酸化窒素として大気中に排出され、さらに大気中で酸化されて二酸化窒素になります。二酸化窒素は、せき・たんや急性呼吸器疾患など、喉や肺といった呼吸器系に悪影響を与えると言われていいます。

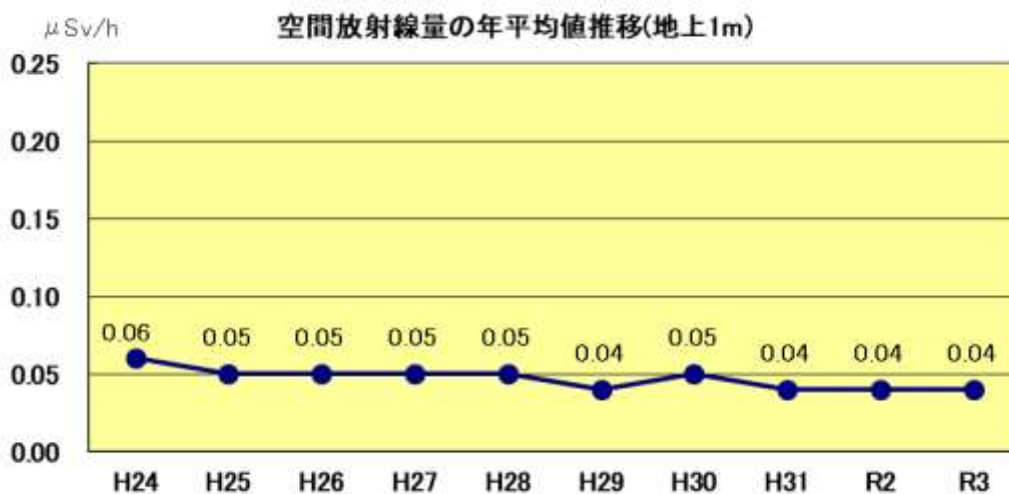
市内では泉町と西砂町（平成 28 年 8 月 31 日をもって測定終了）で測定しており、良好な状況で推移しています。



※令和 3 年度の詳細な測定データについては資料編・P6 をご覧ください。

オ 空間放射線量

立川市では、8か所の定点測定地点で、平成 28 年度までは毎月 1 回、平成 29 年度からは 3か月に 1 回の測定を行っており、測定結果（平均値）は、ほぼ横ばいで推移しています。



※令和 3 年度の詳細な測定データは、資料編・P27 をご覧ください。

③ダイオキシン類

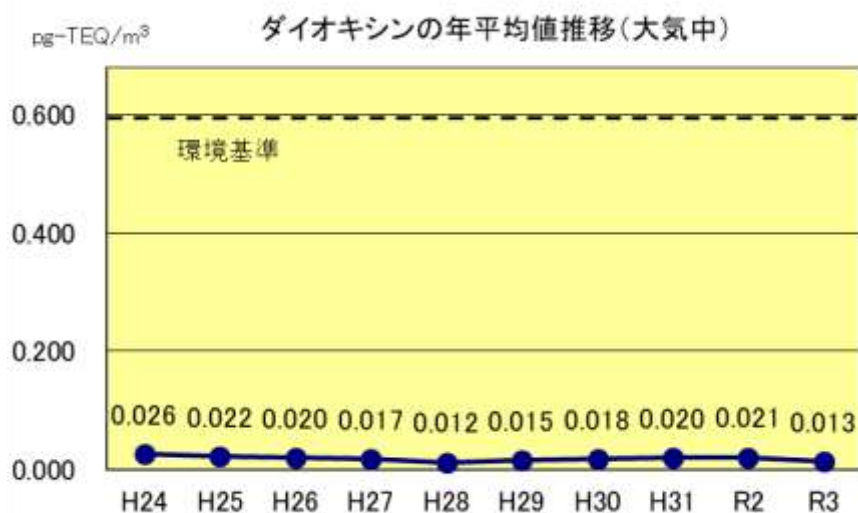
ダイオキシン類は一部の農薬や PCB* 製品に含まれるほか、塩素を含む有機物の不完全燃焼等によって生成されます。

ダイオキシン類は、極めて強い毒性を持ち、人間に対しては、がんや奇形を引き起こす可能性があるといわれています。また、一度体内に入ると、体外に排出される速度は非常に遅く、残留しやすいという性質があります。

令和3年度は、0.013pg-TEQ/m³*であり、環境基準0.6 pg-TEQ/m³以下でした。

ア 大気中のダイオキシン類

立川市内では、錦町で測定を行っており、大気中の濃度は横ばいです。(測定は、東京都環境局が実施。)



イ 土壌中のダイオキシン類

立川市内では、土壌中のダイオキシン類について、東京都の地点選定及び測定による調査が行われています。

過去の測定結果は、いずれも土壌環境基準(1,000pg-TEQ/g*)以下でした。

調査地点	柴崎町	幸町	砂川町	羽衣町	西砂町	幸町	西砂町
調査日	平成15年	平成15年	平成15年	平成17年	平成21年	平成27年	平成30年
ダイオキシン濃度 (pg-TEQ/g)	1.3	1.5	0.075	1.6	4.8	1.1	4.4

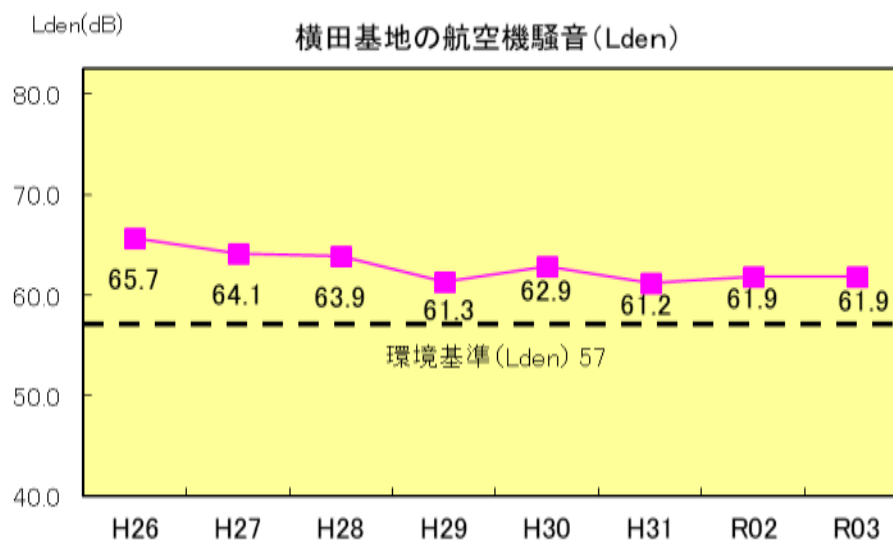
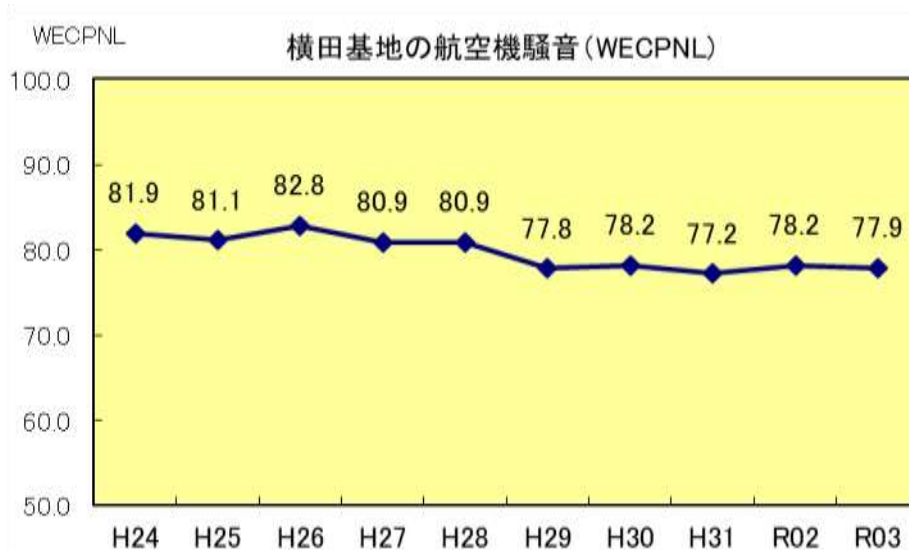
④航空機の騒音

ア 横田基地の航空機騒音測定

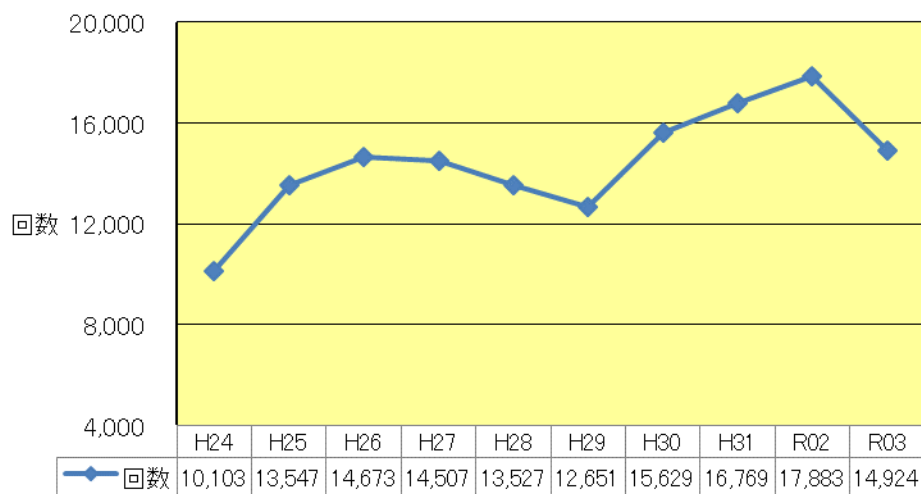
市北西部に位置する米軍横田基地は、軍用基地という性格上、飛来する航空機も、ヘリコプター、輸送機、戦闘機などがあり、離着陸が深夜に行われることもあります。

西砂町の中里測定局において、年間を通じた騒音測定を行っており、航空機騒音に係る環境基準では「地域類型Ⅰ」に分類され、基準値は、旧環境基準（WECPNL*：平成25年3月31日まで）で70以下、新環境基準（Lden*：平成25年4月1日から）で57dB以下となっています。

騒音測定値は前年度に比べ変わりがなく（Ldenで比較）、環境基準を超える値となっています。また、飛行回数は前年度に比べ減少しています。



横田基地における飛行回数



※令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P18をご覧ください。
 なお、横田基地、立川飛行場ともに「飛行回数」は、測定器が「航空機騒音」と認識した回数のことを指しています。

イ 立川飛行場の航空機騒音測定

市中心部に位置する立川飛行場では、ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音が発生することから、第四小学校（富士見町）と砂川学習館（砂川町）に設置した測定局において、年間を通じて測定を行い状況の把握に努めています。

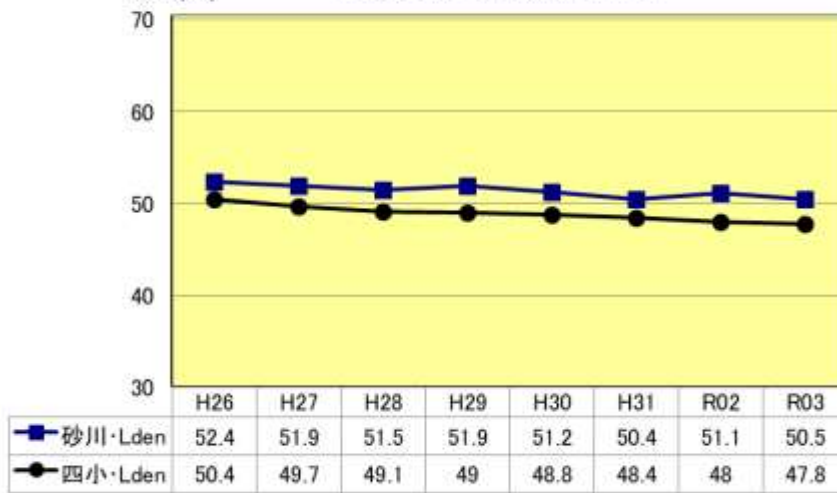
立川飛行場については、平成26年11月に環境基準の改正により、航空機騒音に係る新たな評価指標（Lden）が導入されました。東京都による調査の結果、地域類型の指定が行われ、第四小学校と砂川学習館はともに「地域類型Ⅰ」に分類され、基準値は57dB以下となっています。

騒音測定値は前年度に比べ第四小学校、砂川学習館ともに微減（Ldenで比較）となりました。また、飛行回数は前年度に比べ第四小学校、砂川学習館ともに減少しました。

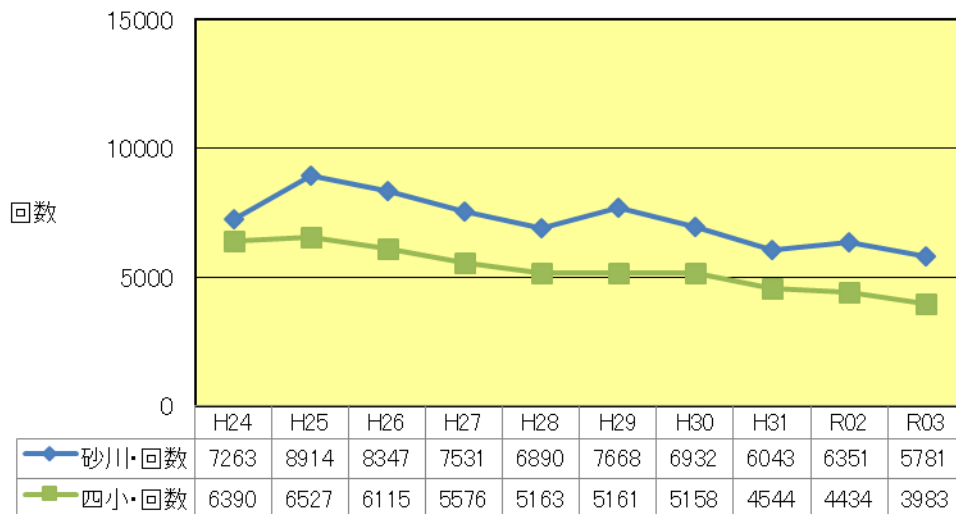
立川飛行場の航空機騒音 (WECPNL)



立川飛行場の航空機騒音 (Lden)



立川飛行場における飛行回数



※令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P17をご覧ください。

⑤自動車公害

自動車の保有台数は、約8万5千台（令和4年3月末、登録自動車台数及び軽自動車等の課税台数）で、ここ数年は微減となっています。また、世帯当たりの保有台数は0.91台となっています。さらに、他市からの流入や通過の自動車も多い状況です。このため自動車交通に起因した大気汚染や騒音、振動による生活環境への影響が懸念されています。

立川市では、五日市街道、芋窪街道、新奥多摩街道などの主要道路において、自動車交通量、騒音、振動、浮遊粒子状物質(SPM)及び二酸化窒素濃度(NO₂)の調査を行っています。

道路沿道環境調査結果（令和3年度）

	道路名	測定場所	騒音		振動		大気		交通量		
			昼	夜	昼	夜	NO ₂	SPM	小型	大型	二輪
1	芋窪街道	こぶし会館前	○	○	○	○	○	○	→	→	→
2	芋窪街道	泉市民体育館前	○	○	○	○	○	○	→	↗	↘
3	五日市街道	西砂学習館前	○	○	○	○	○	○	→	→	↗
4	旧奥多摩街道	シルバー人材センター前	○	○	○	○	○	○	→	→	→
5	立川通り	清掃工場前	○	○	○	○	○	○	→	→	↗
6	五日市街道	若葉図書館前	○	○	○	○	○	○	→	→	→
7	立川通り	高松防災倉庫前	○	○	○	○	○	○	→	↗	↘
8	甲州街道	下水処理場東	○	△	○	○	○	○	→	↗	→
9	新奥多摩街道	立川公園前	○	△	○	○	-	-	→	→	↗
10	多摩大橋通り	一番一公園前	○	○	○	○	-	-	→	↗	↗

- : 環境基準等達成
- △ : 環境基準未達成、要請限度達成
- × : 環境基準未達成、要請限度未達成
- : 前年度並
- ↗ : 前年度比増
- ↘ : 前年度比減

※ 新奥多摩街道（立川公園前）、多摩大橋通り（一番一公園前）の大気については、測定機器の電源確保の都合上、調査を行っていません。

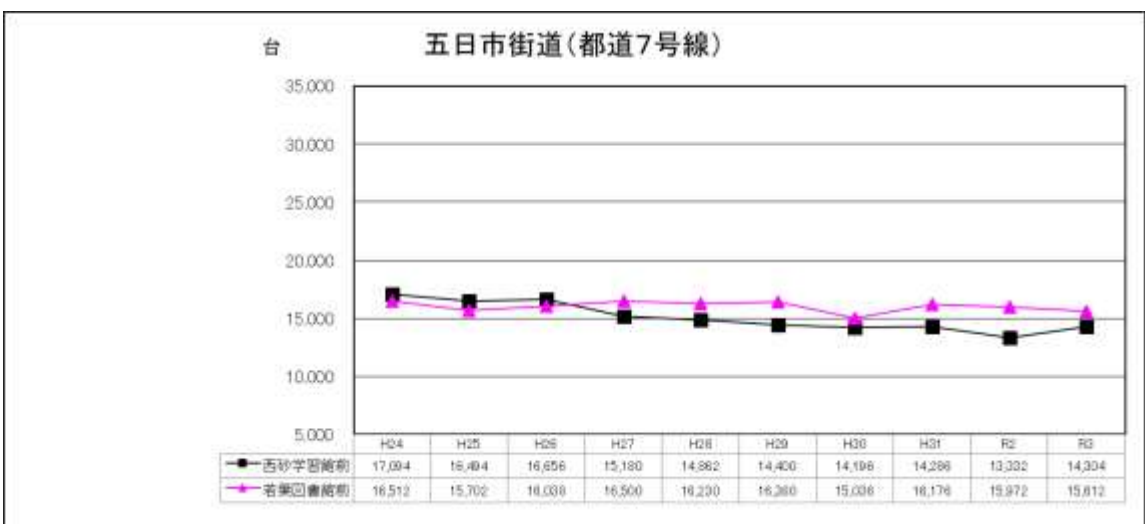
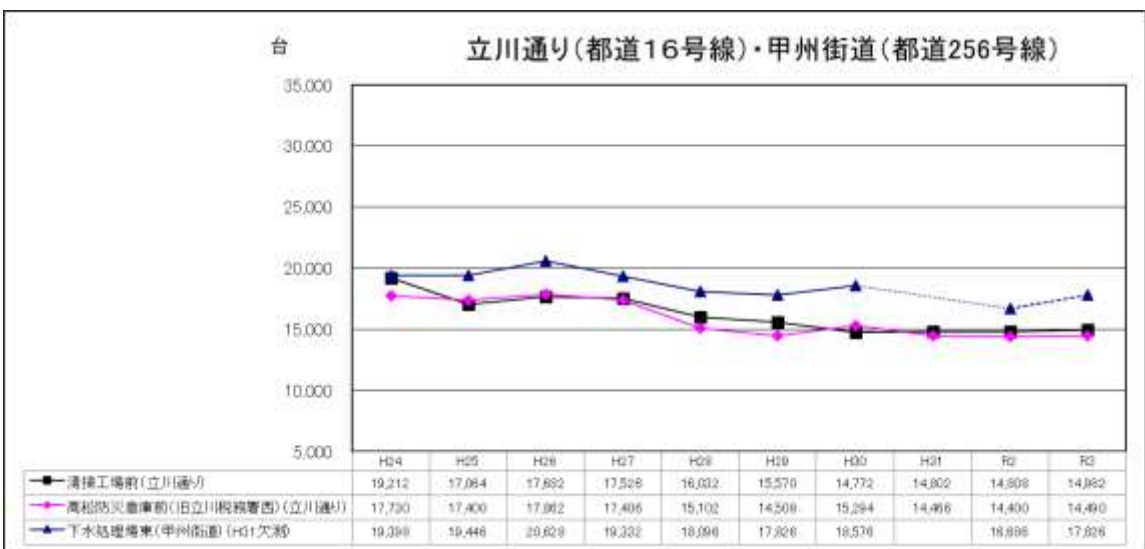
※ 令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P19～23をご覧ください。

※ 大気汚染に係る環境基準は、資料編・P31をご覧ください。

※ 道路騒音・振動に係る環境基準、要請限度表は資料編・P35をご覧ください。

自動車等の交通量

甲州街道の測定地点は、台風による橋の損壊により長期通行止めとなり、平成31年度は測定できませんでした。平成31年度に新奥多摩街道の測定地点を変更しました。令和3年度、交通量は一部増加の測定地点があります。



(2)水環境

①環境基準達成度（令和3年度）

項目	達成状況	前年度の状況
残堀川 (61ページ)	水素イオン (pH) <input checked="" type="checkbox"/> 環境基準を超過している地点があります。	<input type="checkbox"/>
	生物化学的酸素要求量 (BOD) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	浮遊物質 (SS) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	溶存酸素量 (DO) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	大腸菌群数 <input checked="" type="checkbox"/> 環境基準を超過している地点があります。	<input checked="" type="checkbox"/>
多摩川 (62ページ)	水素イオン (pH) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	生物化学的酸素要求量 (BOD) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	浮遊物質 (SS) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	溶存酸素量 (DO) <input type="checkbox"/> 環境基準を達成しています。	<input type="checkbox"/>
	大腸菌群数 <input checked="" type="checkbox"/> 環境基準を超過している地点があります。	<input checked="" type="checkbox"/>
矢川 (62ページ)	<input type="checkbox"/> 環境基準はありませんが、水質は良好です。	<input type="checkbox"/>
昭和用水 (63ページ)	<input type="checkbox"/> 環境基準はありませんが、水質は良好です。	<input type="checkbox"/>
柴崎分水 (63ページ)	<input type="checkbox"/> 環境基準はありませんが、水質は良好です。	<input type="checkbox"/>
砂川用水 (63ページ)	<input type="checkbox"/> 環境基準はありませんが、水質は良好です。	<input type="checkbox"/>
立川堀 (昭和用水) (63ページ)	<input type="checkbox"/> 環境基準はありませんが、水質は良好です。	<input type="checkbox"/>
地下水 (63、64ページ)	<input type="checkbox"/> 環境基準を超過している地点があります。	<input type="checkbox"/>

②河川と用水の水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる残堀川、多摩川、矢川の河川と昭和用水等の用水について水質調査を行っています。

水質は比較的良好な状態で維持されています。

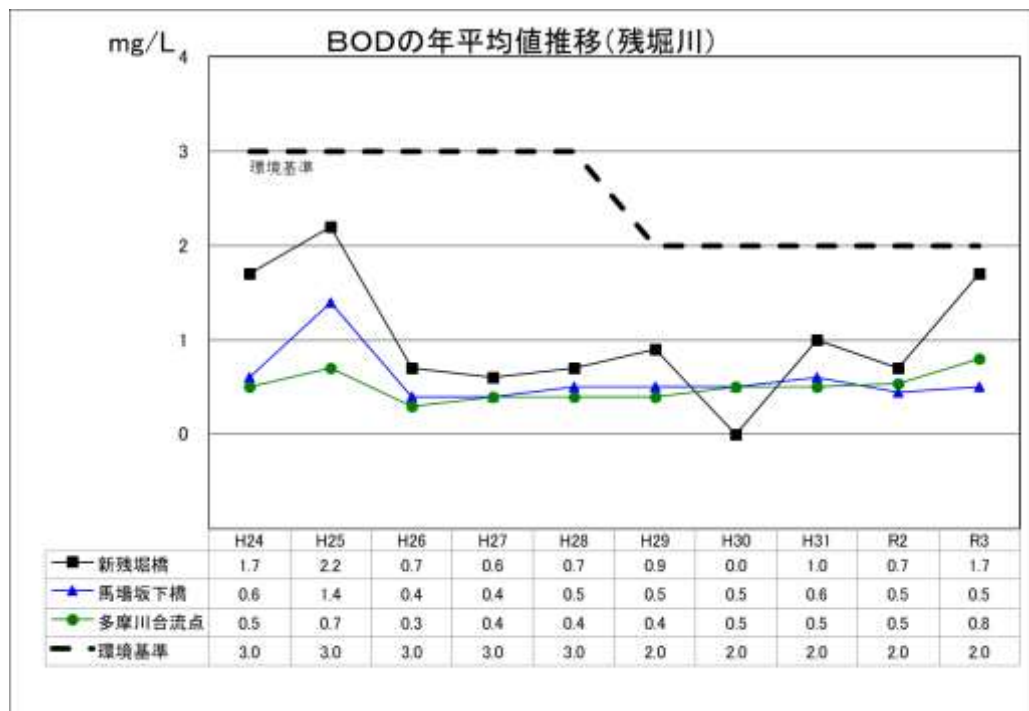
ア 残堀川

残堀川の水質汚濁状況を把握するため、流域関連市町の立川市、武蔵村山市、瑞穂町と合同で調査と関係機関への要請活動を行っています。

令和3年度は、BOD（生物化学的酸素要求量）などの水質調査を年6回、水生生物調査を年1回行っています。

令和3年度の調査では、BOD、SS*、DO*については環境基準を達成していましたが、pH*、大腸菌群数については環境基準を超過しました。

下流の水生生物調査の結果は、魚類は12種類、付着藻類はβm（わりあいきれい）、出現種数は38種類、底生生物はOs（きれい）、出現種数は36種類確認されました。



※ 令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P9～11をご覧ください。

水生生物調査結果

魚類	確認生物名	コイ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、モツゴ、ムギツク、タモロコ、ヒガシシマドジョウ、ウキゴリ、旧トウヨシノボリ属。ナマズ、メダカ属(飼育品種)
底生生物	汚濁指数	1.81
	水質階級	Os
付着藻類	汚濁指数	1.88
	水質階級	β m



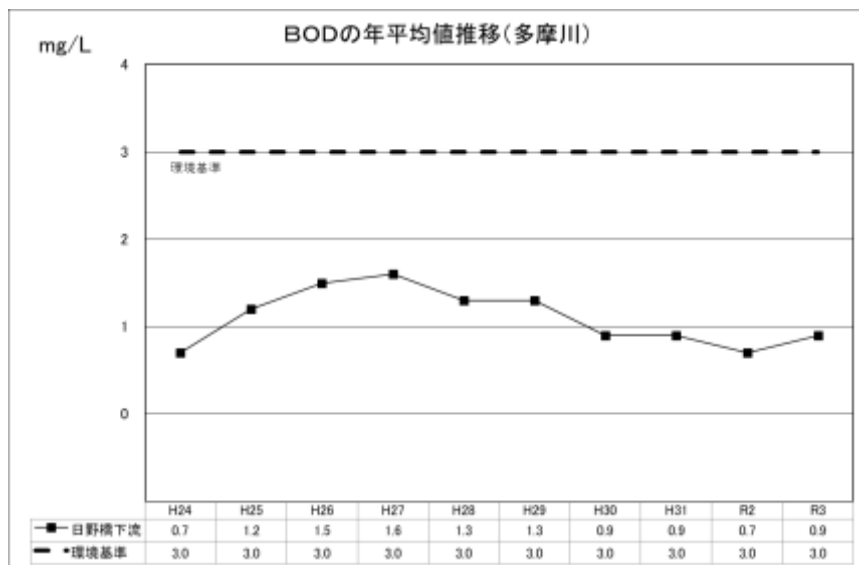
残堀川に生息していたオイカワ

※水生生物調査では、指標となる生物の出現種数などから水質の状況を段階的に評価しています。

指標となる生物の一覧と汚濁指数、汚濁階級の基準表は資料編・P37をご覧ください。

イ 多摩川

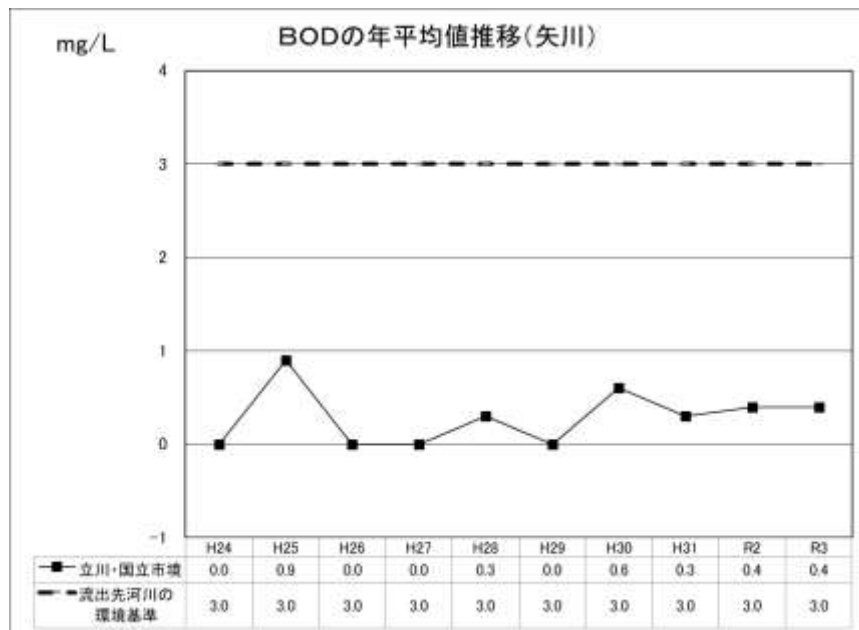
多摩川水系の水質浄化と環境の保全を目的に、流域の2区17市が多摩川水系水質監視連絡協議会をつくり、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。日野橋下流で行った調査結果では、pH、BOD、SS、DOについては環境基準を達成していましたが、大腸菌群数が6月と11月に環境基準を超過しました。



※ 令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P12をご覧ください。

ウ 矢川

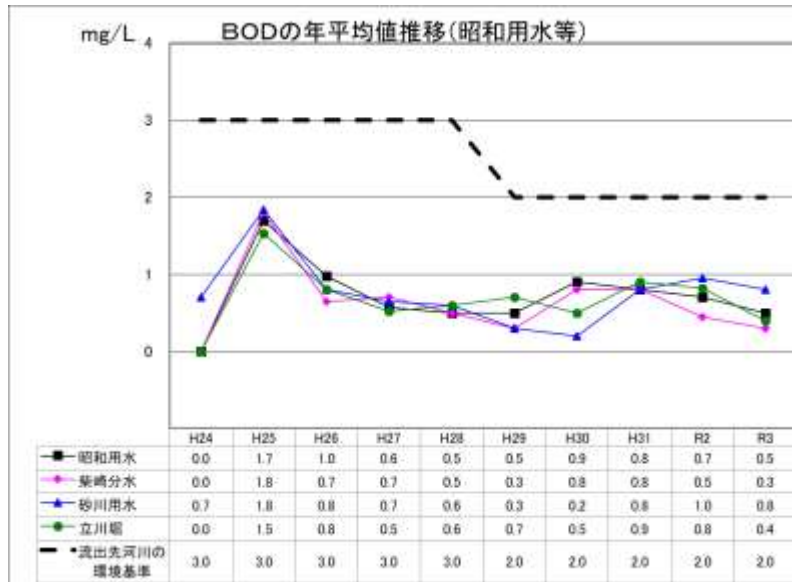
矢川の水質状況を監視するために水質調査を年2回、魚類調査を年1回行っています。水質は、良好な状態で、魚類もきれいな水に生息するホトケドジョウ（絶滅危惧種）が確認されました。矢川には水質基準がありませんが、流出先河川の環境基準（多摩川の BOD 3mg/L）と比較すると、基準超過はなく、良好な状態でした。



※ 令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P13をご覧ください。

エ 昭和用水・柴崎分水・砂川用水・立川堀（昭和用水）

立川市内を流れている昭和用水、柴崎分水、砂川用水、立川堀（昭和用水）の水質把握のために、年2回調査を行っています。用水には水質基準がありませんが、流出先河川の水質環境基準（BOD残堀川2mg/L・多摩川 3mg/L）と比較すると、いずれの用水も基準超過はなく、良好な状態でした。



※ 令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P14をご覧ください。

③地下水

ア 井戸水質調査

地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を行っています。地下水環境基準が設定されている5物質（トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、1,1,1-トリクロロエタン*、四塩化炭素*、1,4-ジメチルベンゼン*）について調査を行いました。環境基準を超えた井戸はありませんでした。また、横田基地油漏出による影響を調べるための調査も行いました。油臭と油膜の調査を行いましたが無常は認められませんでした。

地下水水質調査結果

	調査井戸数	調査結果 最大値(mg/L)	基準超過 井戸数	環境基準 (mg/L)
ジクロロメタン	19	<0.0002	0	0.002
四塩化炭素	19	<0.0002	0	0.002
1,2-ジクロロエタン	19	<0.0002	0	0.004
1,1-ジクロロエチレン	19	<0.0002	0	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	19	<0.0002	0	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	19	0.0003	0	1
1,1,2-トリクロロエタン	19	<0.0002	0	0.006
トリクロロエチレン	19	0.005	0	0.01
テトラクロロエチレン	19	0.0036	0	0.01
1,3-ジクロロプロペン	19	<0.0002	0	0.002
ベンゼン	19	<0.0002	0	0.01
1,4-ジオキサン	19	0.020	0	0.05

横田基地油漏出調査	場所	臭気	外観	油臭、油膜がないことを確認しています。基準はありません。
	1か所	無臭	無色	

※ 令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P16をご覧ください。

イ 地下水揚水量

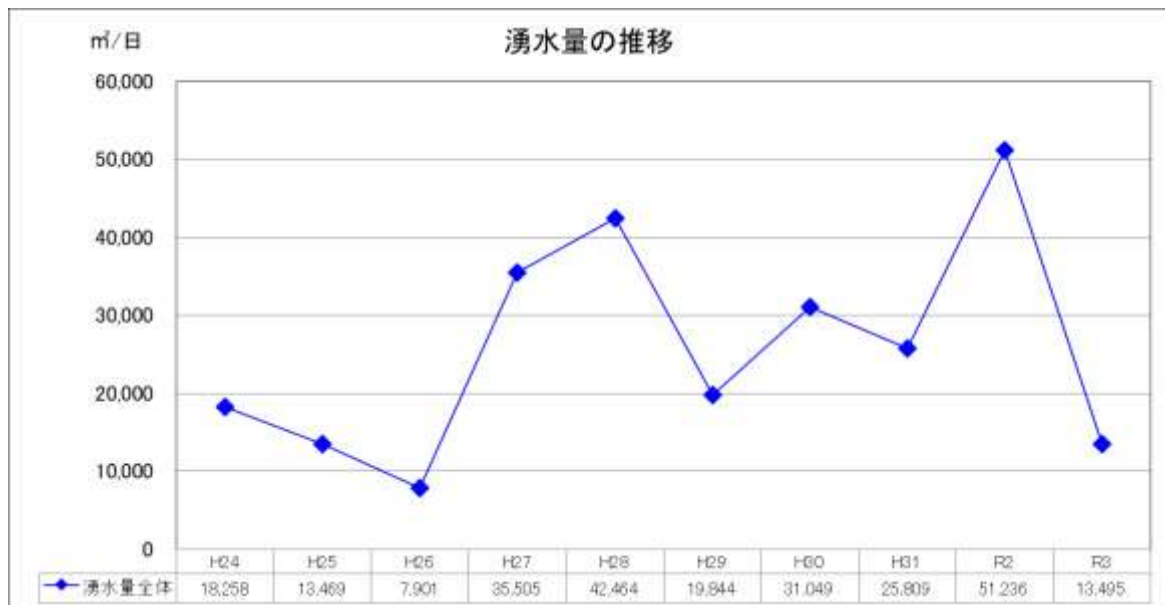
立川市では、東京都環境確保条例に基づき、一定規模以上の井戸所有者に対し、揚水量の測定及び報告を義務づけており、市は所有者からの揚水量報告をもとに揚水量の集計を行い、地下水揚水の実態を把握しています。

地下水揚水量の7割以上を占めている「その他」については、ほとんどが上水道（水道水）に利用されたものです。



④湧水

矢川緑地を中心とした立川段丘の湧水調査を行っています。湧水は、主として浅層地下水を水源としているため、降雨等の影響を受けやすく、測定日前の天候状況により、湧水量の変動が見られます。



※令和3年度の詳細な測定データについては、資料編・P15をご覧ください。

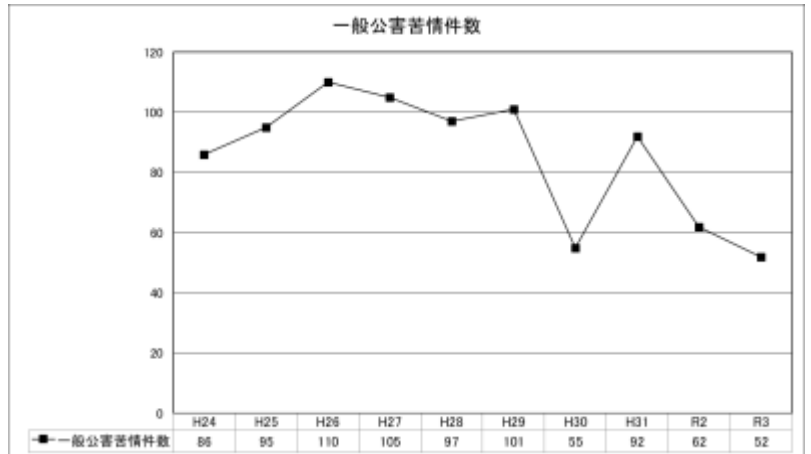
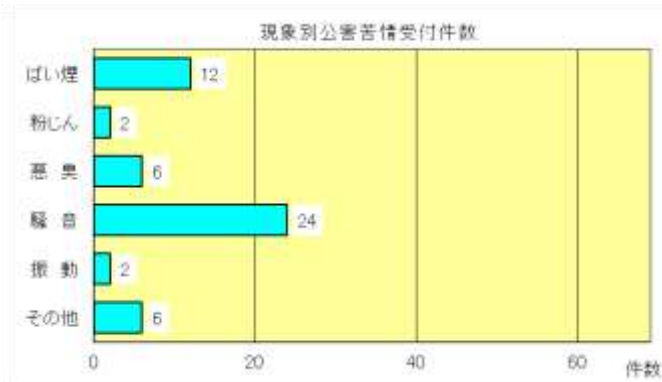
(3) 公害苦情

令和3年度に、市に寄せられた苦情の受付件数は 52 件で、前年度の 84 件より 32 件減少しました。

現象別にみると、「騒音」「ばい煙」に関するものが多くを占めました。

発生源別では、工場等の事業場以外の「一般」による苦情が全体の約7割を占め、この傾向は、ここ数年顕著に現れています。

このような「近隣公害」と呼ばれる問題は、苦情申立者の心理的・感覚的要素に左右されやすい面もあり、規制基準に基づく指導がなじまないケースもあるため、解決に時間がかかるものが多いという特徴があります。



発生源別苦情受付状況

発生源別内訳



一般の苦情内容別内訳

